

吉田町第4期障害者計画  
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

吉 田 町



## はじめに

本町では、平成31年3月に「第3期吉田町障害者計画」を策定し、基本理念である「障害者が安心して自立した生活ができるまち」の実現に向け、積極的に障害者福祉施策を展開し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、雇用・就労対策の促進にも取り組んでおります。



この間、国においては、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、さらに、令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、新たな取組が進められています。

このため、本町においても、新たな法律の理念及び趣旨に基づく障害者施策を計画的かつ総合的に推進する必要があるため、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする「第4期障害者計画」及び令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後も引き続き、障害者福祉の推進に向けて積極的に障害者施策や事業を展開し、この計画の目指す姿である「障害のある方が安心して自立した生活ができるまち」の実現に向け、取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をくださいました吉田町障害者（児）福祉推進委員会各委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただいた町民の皆様並びに関係者の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

吉田町長 田村典彦



# 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	国の障害者施策の流れ	1
	(1) 障害者計画にかかる動向	1
	(2) 近年の障害者に関するその他の法整備等	2
2	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付け	4
3	障害者計画・障害福祉計画について	5
	(1) 吉田町における現行計画	5
	(2) 計画の期間	5
	(3) 他計画との関係	6
第2章	障害者を取りまく現状	7
1	障害者の現状	7
	(1) 総人口および障害者人口	7
	(2) 障害のある人の状況	9
	(3) 療育・保育・就学の状況	12
2	アンケート調査結果	13
	(1) 調査対象	13
	(2) 調査期間	13
	(3) 調査方法	13
	(4) 回収状況	13
	(5) アンケートの主な結果	13
第3章	計画の基本的な考え方	34
1	基本理念	34
2	基本目標	35
	(1) 共に支え合う町民意識の醸成に努めます。	35
	(2) 暮らしやすい支援体制の充実を図ります。	35
	(3) ライフステージに応じた社会参加の支援と教育環境の充実を図ります。	35
	(4) 誰もが安心・安全に暮らしやすいまちづくりを推進します。	35
3	計画の体系	36
第4章	施策の展開	37
1	共に支え合う町民意識の醸成に努めます。	37
	I 理解と交流の促進	37
	II 権利擁護の充実	40
2	暮らしやすい支援体制の充実を図ります。	42
	III 保健・医療サービスの充実	42

IV	福祉サービスの充実	44
V	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進	47
3	ライフステージに応じた社会参加の支援と教育環境の充実を図ります。	49
VI	療育・教育の充実	49
VII	雇用・就労の促進	51
4	誰もが安心・安全に暮らしやすいまちづくりを推進します。	53
VIII	生活環境の整備	53
IX	防災・災害対策等の整備	54
<b>第5章</b>	<b>障害福祉計画・障害児福祉計画</b>	<b>57</b>
1	計画の基本理念及び基本目標	57
(1)	障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	57
(2)	障害種別によらない一元的なサービス提供体制の確立	57
(3)	地域生活への移行や就労支援等の課題に対するサービス提供体制の整備	58
(4)	地域共生社会の実現に向けた取組	58
(5)	障害児の健やかな育成のための発達支援	58
2	成果目標	59
(1)	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標	59
3	障害福祉サービス等の見込量	68
(1)	障害福祉サービスの見込量	68
(2)	地域生活支援事業の見込量	72
(3)	障害児福祉サービスの見込量	79
<b>第6章</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>82</b>
1	障害者児福祉推進委員会による推進	82
2	地域社会への広報及び啓発活動	82
3	障害のある人や障害者団体の役割	82
4	地域社会の役割	82
5	障害者虐待の防止、養護者に対する支援	83
6	障害を理由とする差別の解消の推進	83
7	行政の役割	83
<b>第6章</b>	<b>資料編</b>	<b>84</b>
1	用語解説	84

## 1 国の障害者施策の流れ

### (1) 障害者計画にかかる動向

障害者施策は、昭和45(1970)年に「心身障害者対策基本法」が制定され、基本的な法律となりました。その後、国際的な動きを経て昭和57(1982)年には「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成5(1993)年には「障害者対策に関する新長期計画」が制定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5(1993)年に「障害者基本法」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15(2003)年度には「障害者基本法」に基づき、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指す「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本法」は平成16(2004)年に改正され、自治体における『障害者計画』の策定義務等が規定されました。

平成15(2003)年から、身体障害、知的障害児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」が変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになり、平成17(2005)年10月には、安定した財源確保の下、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立し、これにより『障害福祉計画』の策定が自治体に義務付けられました。

平成23(2011)年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正され、平成24(2012)年には、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障害者の定義に加えること、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が新たに制定されました。

令和3(2021)年6月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する「医療的ケア児支援法」が成立・公布されました。基本理念として、医療的ケア児に対する社会全体での支援・共生教育への配慮・保護者の意思尊重等が掲げられました。静岡県においても、医療的ケア児等支援センターが翌年の令和4(2022)年7月に開設されました。

令和4(2022)年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。

令和5(2023)年には、国で「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、すべての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障害がある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

## (2) 近年の障害者に関するその他の法整備等

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成24(2012)年に施行され、障害者の人権や権利に関して、虐待を受けた障害者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めました。

また、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」が平成25(2013)年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26(2014)年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。

障害者の雇用・就労に関しては、平成25(2013)年に、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行されました。また、同年、雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(障害者雇用促進法)」が改正されました。

障害の特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行され、また、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の見直しが行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」が民間事業者の法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が令和6（2024）年4月から施行されます。

## 2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付け

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針(都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	(第5次) 静岡県障害者計画 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		
吉田町	吉田町障害者計画 (第4期障害者計画)	吉田町障害福祉計画 (第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)	

### 【「障害者計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」の関係と施策体系】

障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
<p>障害者基本法に基づく、各分野の障害者施策の総括的な計画です。</p>	<p>「自立した生活の支援」にかかわる具体的なサービス見込量等を設定するものです。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li> <li>2. 安全・安心な生活環境の整備</li> <li>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>4. 防災、防犯等の推進</li> <li>5. 行政等における配慮の充実</li> <li>6. 保健・医療の推進</li> <li>7. <u>自立した生活の支援</u>・意思決定支援の推進</li> <li>8. 教育の振興</li> <li>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</li> <li>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</li> <li>11. 国際社会での協力・連携の推進</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問系サービス</li> <li>・日中活動系サービス</li> <li>・居住系サービス</li> <li>・相談支援</li> <li>・入所者地域生活移行</li> <li>・精神障害者地域生活移行</li> <li>・一般就労移行</li> <li>・地域生活支援事業</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援</li> <li>・障害児相談支援</li> </ul>

### 3 障害者計画・障害福祉計画について

#### (1) 吉田町における現行計画

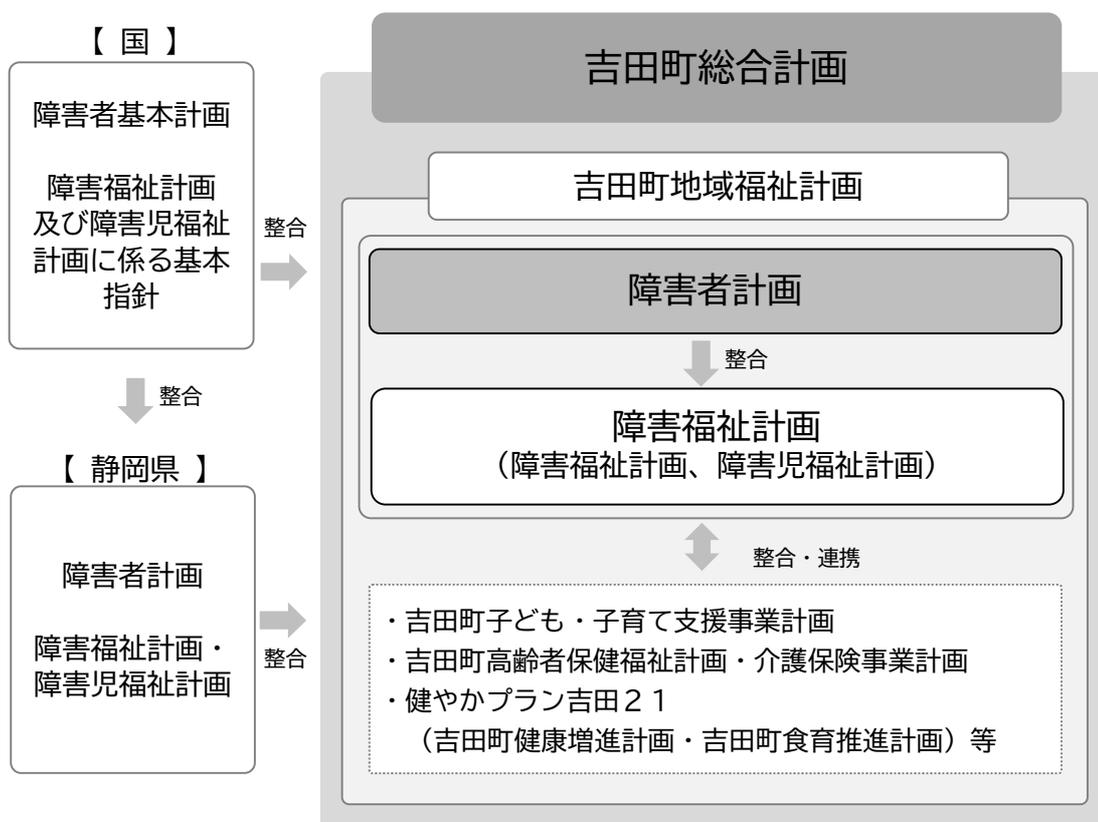
吉田町においては、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とする「第4期障害者計画」及び、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」において障害者施策を推進しています。

#### (2) 計画の期間

令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
	第6次吉田町総合計画					
	第4期吉田町地域福祉計画					
	第4期障害者計画					
	第7期障害福祉計画					
	第3期障害児福祉計画					

### (3) 他計画との関係

障害者計画・障害福祉計画は、吉田町のまちづくりの総合的指針である「吉田町総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「吉田町地域福祉計画」及び「吉田町子ども・子育て支援事業計画」、並びに静岡県の「静岡県障害者計画」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、吉田町における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



## 1 障害者の現状

### (1) 総人口および障害者人口

#### ① 人口の状況

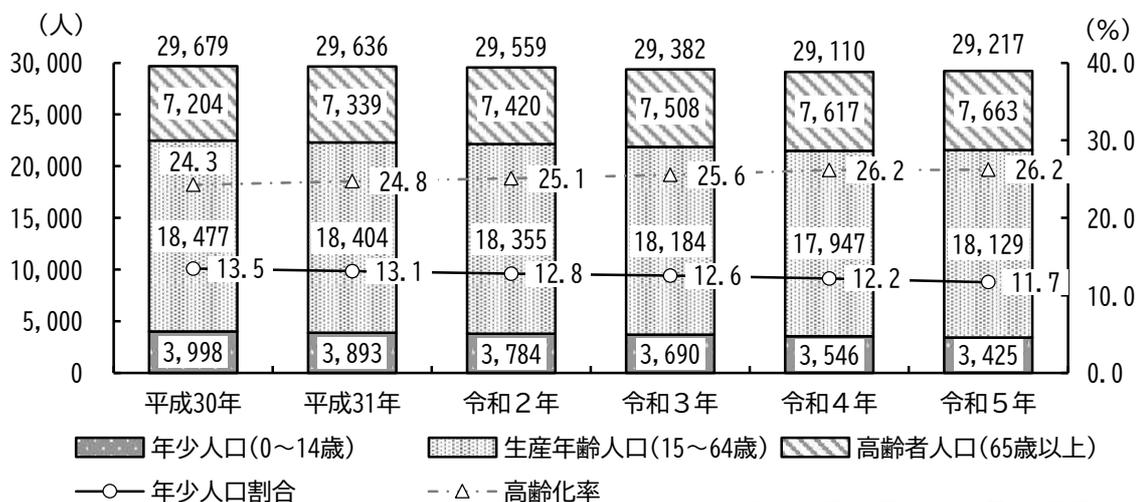
総人口の推移をみると、平成30年の29,679人から令和5年には29,217人と5年間で462人減少しています。その中でも、高齢者人口は459人の増加がみられ、総人口に占める割合（高齢化率）も平成30年に比べ1.9ポイント増加しています。一方、年少人口は573人の減少がみられ、総人口に占める割合（年少人口割合）も1.8ポイント減少しています。

年少人口割合に比べ高齢化率が高くなっており、今後も少子高齢化の傾向は強まると推測されます。

年齢3区分別人口の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
年少人口 (0～14 歳)	3,998	3,893	3,784	3,690	3,546	3,425
生産年齢人口 (15～64 歳)	18,477	18,404	18,355	18,184	17,947	18,129
高齢者人口 (65 歳以上)	7,204	7,339	7,420	7,508	7,617	7,663
合計	29,679	29,636	29,559	29,382	29,110	29,217



資料：町民課(各年3月31日現在)

## ② 障害者人口の推移

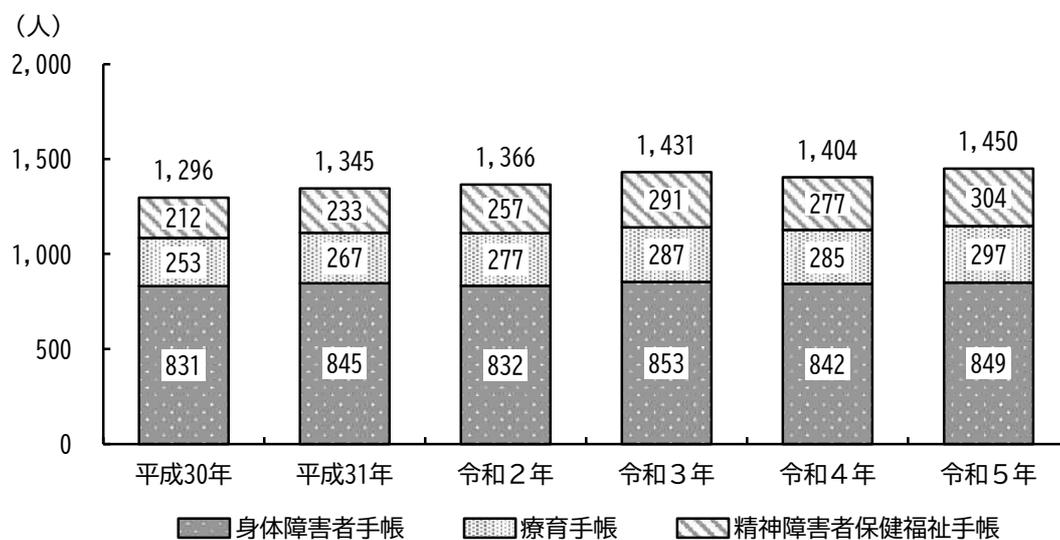
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、令和5年の各手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が849人、療育手帳所持者が297人、精神障害者保健福祉手帳所持者が304人となっています。

障害者の近年の動向は、身体障害者手帳所持者は横ばいの傾向にあります。また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向にあります。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	831	845	832	853	842	849
療育手帳	253	267	277	287	285	297
精神障害者保健福祉手帳	212	233	257	291	277	304
合計	1,296	1,345	1,366	1,431	1,404	1,450



資料：福祉課(各年3月31日現在)

## (2) 障害のある人の状況

### ① 身体障害者の状況

障害の種類別に身体障害者手帳所持者数をみると、視覚障害、内部障害が増加傾向となっています。また、肢体不自由が減少傾向にあります。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚障害	47	48	49	53	54	53
聴覚・平衡機能障害	43	40	39	42	41	39
音声・言語・ そしゃく機能障害	7	8	8	15	15	15
肢体不自由	447	439	421	406	403	401
内部障害	287	310	315	337	329	341
合計	831	845	832	853	842	849

資料：福祉課(各年 3 月 31 日現在)

障害種類別・等級別に身体障害者手帳所持者数をみると、肢体不自由が最も多く、中でも 1 級、4 級が多くなっています。また、内部障害が 341 人と 2 番目に多く、うち 1 級が 224 人と内部障害の 6 割半ばを占めています。

障害種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	17	4	5	93	224	343
2 級	21	8	0	74	6	109
3 級	1	3	5	62	52	123
4 級	4	11	5	105	59	184
5 級	9	0	0	41	0	50
6 級	1	13	0	26	0	40
合計	53	39	15	401	341	849

資料：福祉課(令和 5 年 3 月 31 日現在)

障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1級が最も多く、令和5年には343人となっています。また、令和5年現在4級が184人、3級が123人、2級が109人と、中度・重度の占める割合が高くなっています。

平成30年から令和5年にかけての伸び率は、1級が3.6%増（12人）となっています。

#### 障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	331	344	333	350	340	343
2級	96	97	102	102	104	109
3級	104	109	110	114	120	123
4級	201	203	198	195	187	184
5級	59	55	53	50	51	50
6級	40	37	36	42	40	40
合計	831	845	832	853	842	849

資料：福祉課(各年3月31日現在)

#### ② 知的障害者の状況

障害の程度別療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年においては、Aが77人、Bが220人となっており、A、Bともに増加傾向にあります。

#### 障害の程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A	71	71	74	76	77	77
B	182	196	203	211	208	220
合計	253	267	277	287	285	297

資料：福祉課(各年3月31日現在)

### ③ 精神障害者の状況

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2級が最も多く、令和5年には187人となっています。

また、平成30年から令和5年にかけて、どの等級も増加傾向にあり、中でも2級が1.5倍となっています。

自立支援医療の件数も年々増加しており、令和5年では401件と、平成30年からの5年間で91件増加しています。

#### 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	16	15	16	15	13	17
2級	121	133	148	175	170	187
3級	75	85	93	101	94	100
合計	212	233	257	291	277	304

資料：福祉課(各年3月31日現在)

#### 自立支援医療（旧精神障害者通院医療費公費負担）

単位：件

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	310	319	326	360	365	401

資料：福祉課(各年3月31日現在)

### (3) 療育・保育・就学の状況

特別支援学級の状況を見ると、令和5年現在で、4校15学級に96人の児童・生徒が在籍しています。

また、特別支援学校の在籍状況をみると、小学部19人、中学部7人、高等部25人の計51人が在籍しています。

#### 特別支援学級の状況

	設置校数（校）	学級数（級）	児童・生徒数（人）
小学校	3	10	61
中学校	1	5	35
合計	4	15	96

資料：学校教育課(令和5年10月1日現在)

#### 特別支援学校の在籍状況

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
吉田特別支援学校	18	7	24	49
吉田特別支援学校 駿遠分教室	0	0	0	0
藤枝特別支援学校 焼津分校	0	0	0	0
静岡中央特別支援学校	1	0	1	2
合計	19	7	25	51

資料：各支援学校（令和5年4月1日現在）

## 2 アンケート調査結果

### (1) 調査対象

障害者：身体・知的・精神  
無作為抽出した住民：町内在住18歳以上

### (2) 調査期間

令和5年7月～8月

### (3) 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

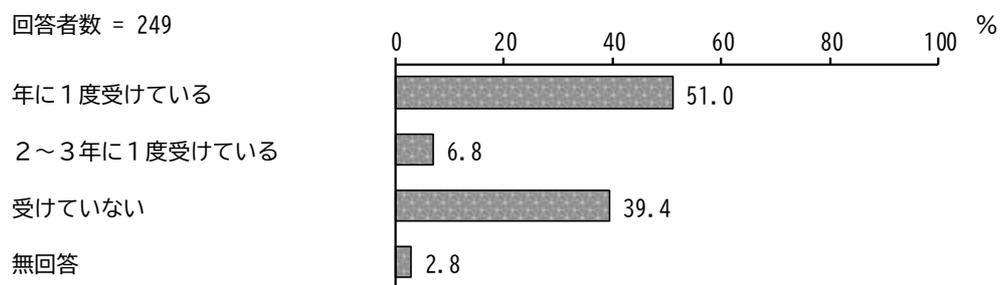
### (4) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害者	500 通	249 通	49.8%
無作為抽出した住民	1000 通	360 通	36.0%

### (5) アンケートの主な結果

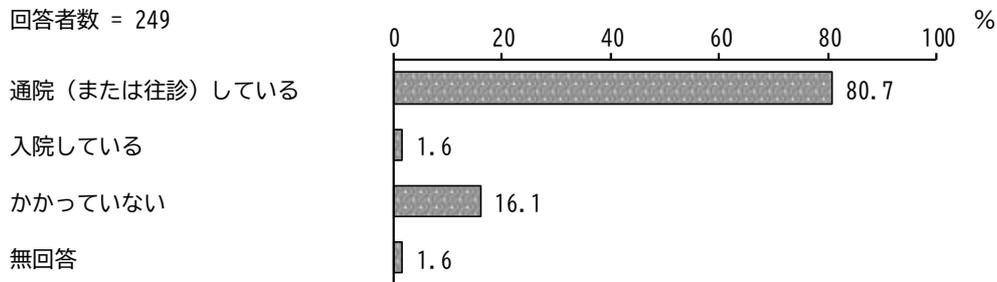
#### ① 健康診断やがん検診などの受診状況について

「年に1度受けている」の割合が51.0%と最も高く、次いで「受けていない」の割合が39.4%となっています。



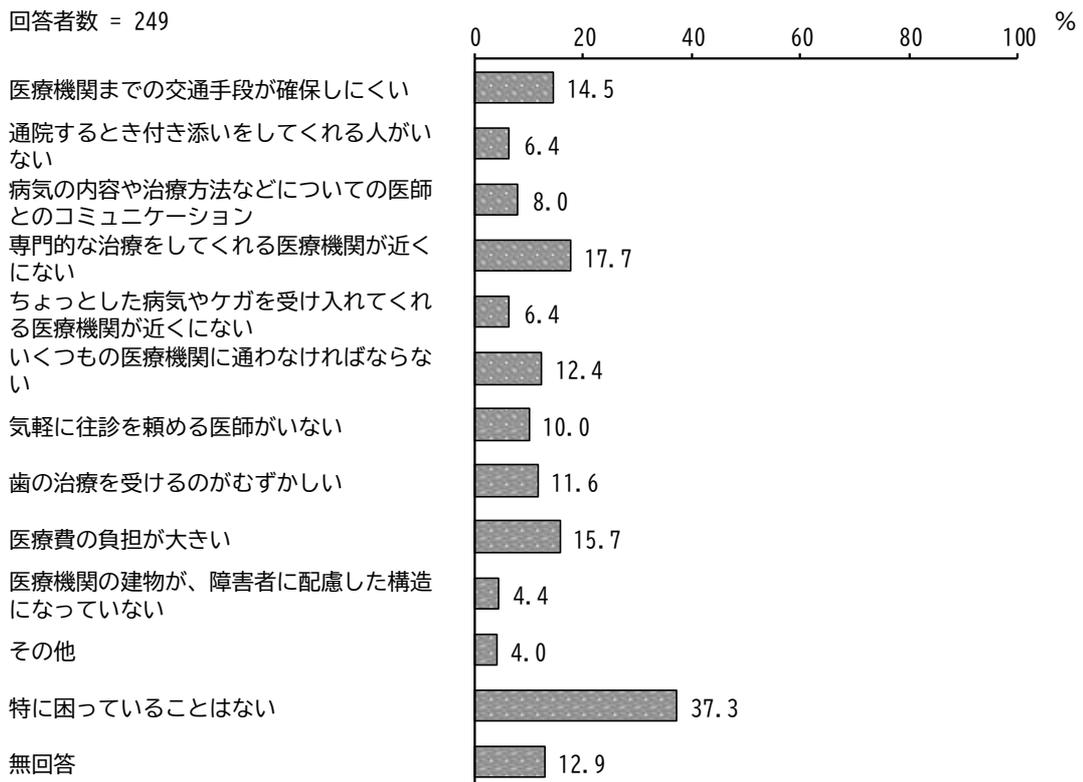
## ② 医療機関にかかっているかについて

「通院（または往診）している」の割合が80.7%と最も高く、次いで「かかっていない」の割合が16.1%となっています。



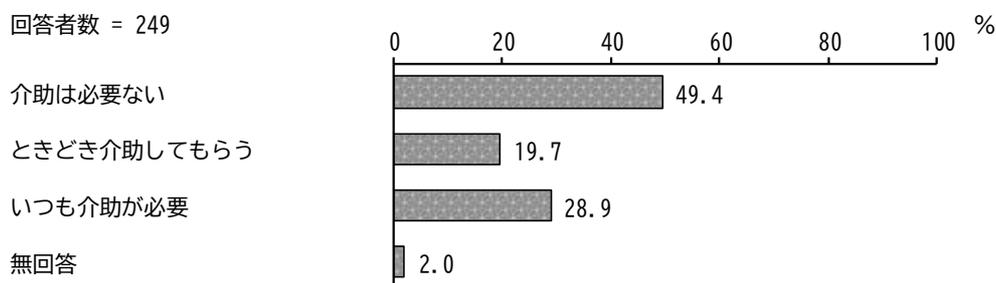
## ③ 医療に関する困りごとについて

「特に困っていることはない」の割合が37.3%と最も高く、次いで「専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない」の割合が17.7%、「医療費の負担が大きい」の割合が15.7%となっています。



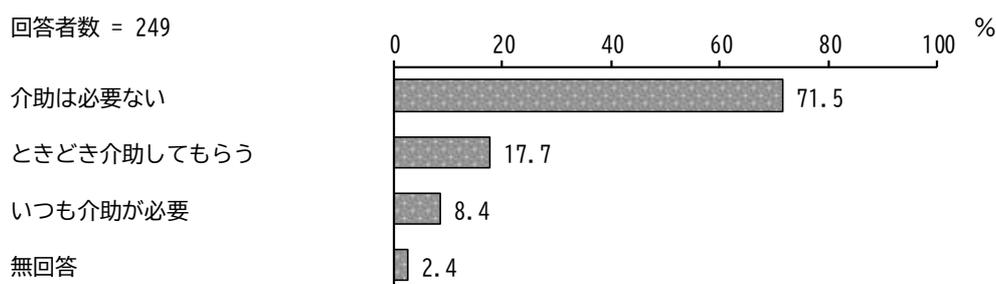
#### ④ 金銭管理や書類の手続きに関する介助の有無

「介助は必要ない」の割合が49.4%と最も高く、次いで「いつも介助が必要」の割合が28.9%、「ときどき介助してもらう」の割合が19.7%となっています。



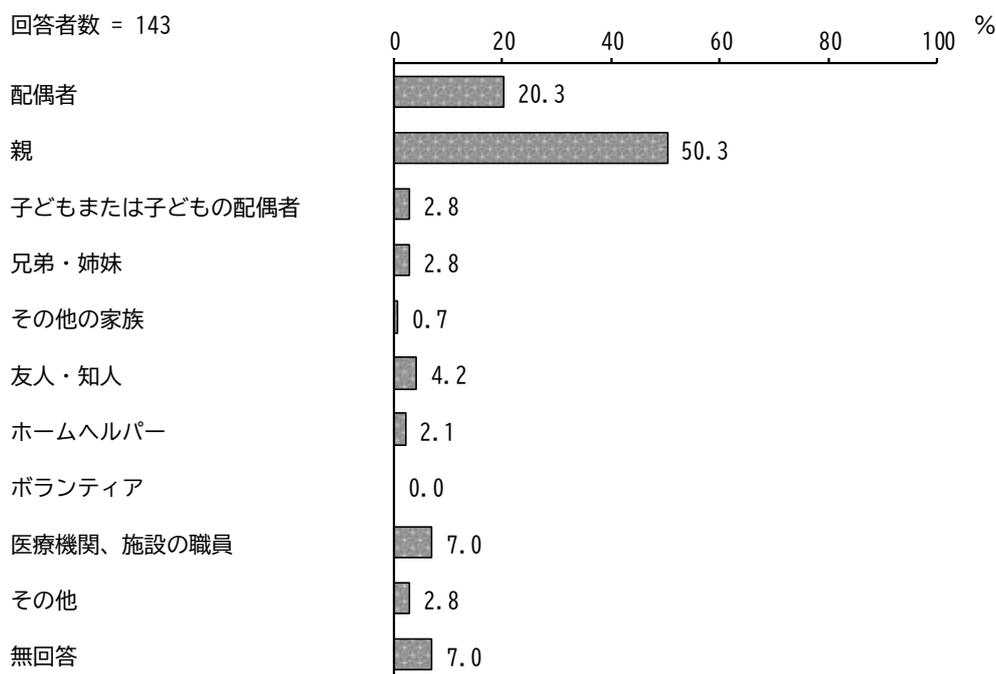
#### ⑤ 意思疎通に関する介助の有無

「介助は必要ない」の割合が71.5%と最も高く、次いで「ときどき介助してもらう」の割合が17.7%となっています。



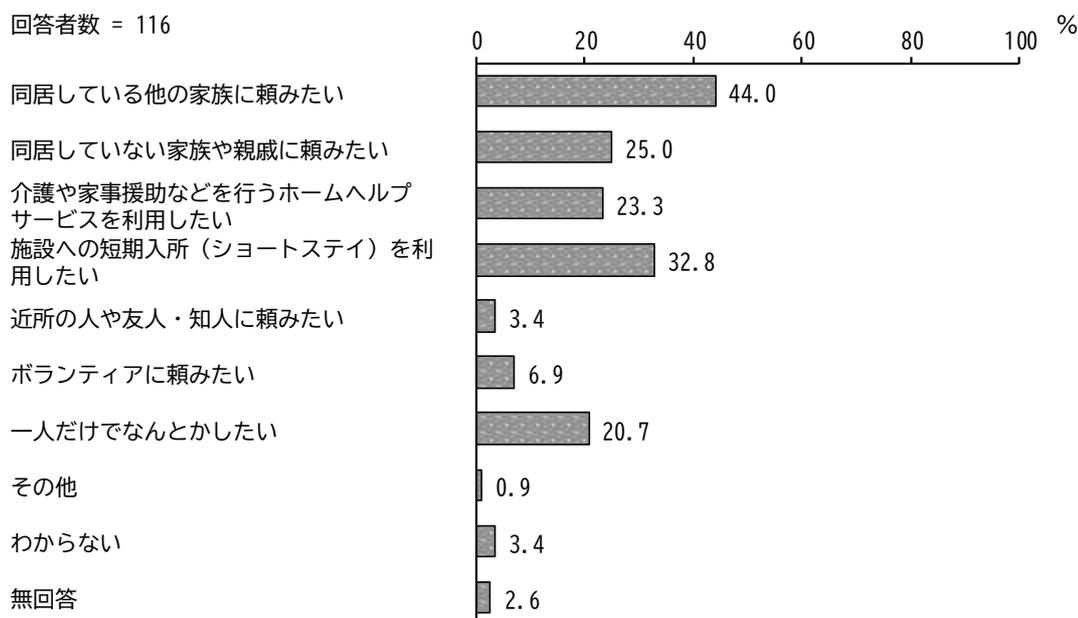
#### ⑥ 主な介助者について

「親」の割合が50.3%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が20.3%となっています。



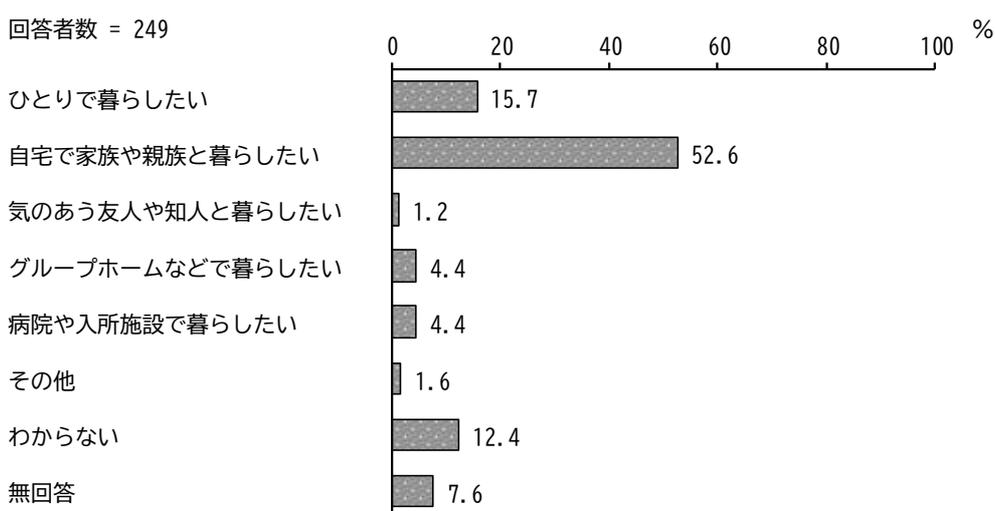
⑦ 主な介助者が介助できなくなった場合の対応について

「同居している他の家族に頼みたい」の割合が44.0%と最も高く、次いで「施設への短期入所（ショートステイ）を利用したい」の割合が32.8%、「同居していない家族や親戚に頼みたい」の割合が25.0%となっています。



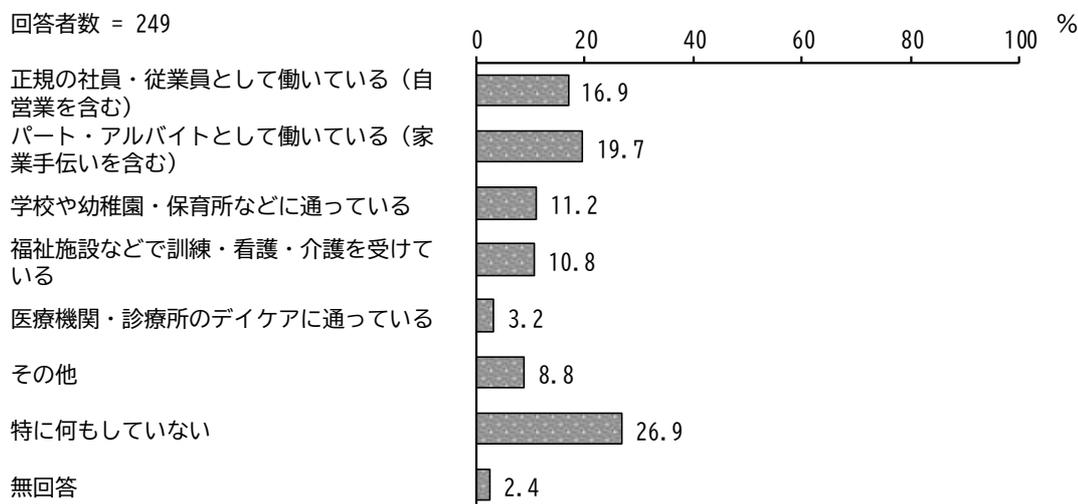
⑧ 今後の生活をどのように送りたいかについて

「自宅で家族や親族と暮らしたい」の割合が52.6%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」の割合が15.7%、「わからない」の割合が12.4%となっています。



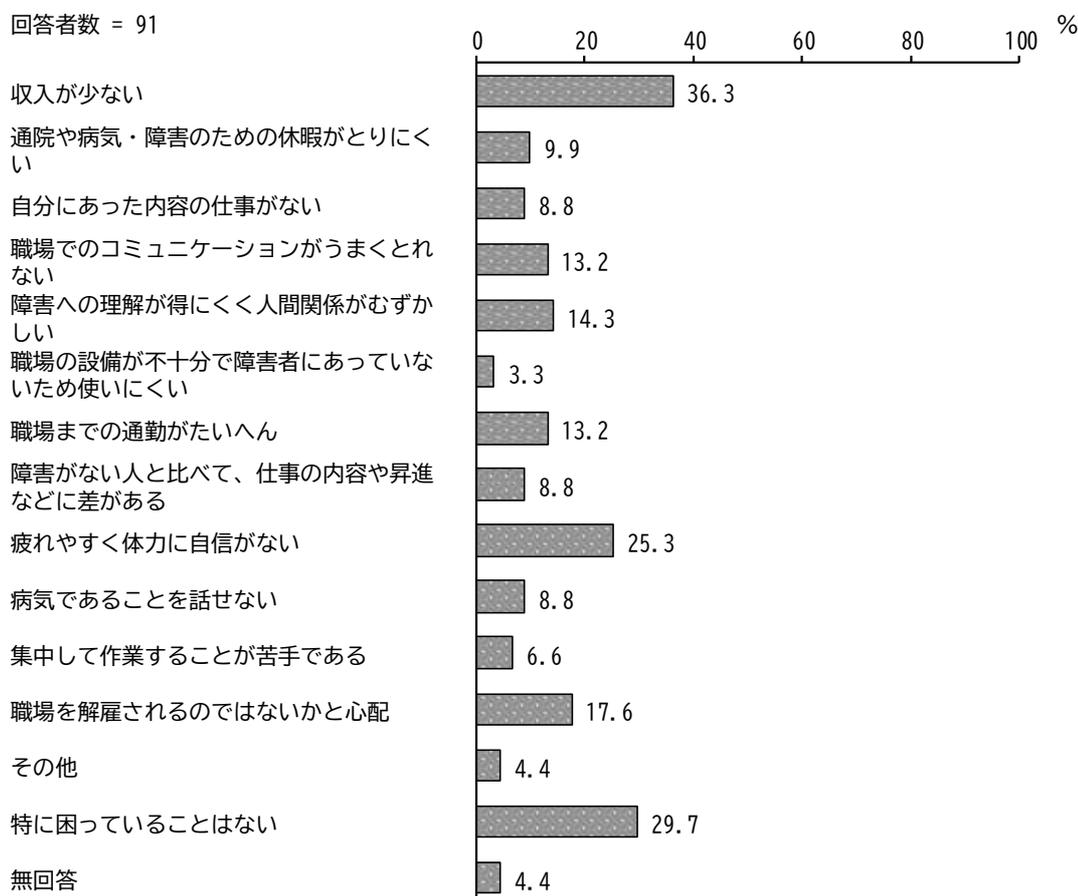
### ⑨ ふだんの過ごし方について

「特に何もしていない」の割合が26.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイトとして働いている（家業手伝いを含む）」の割合が19.7%、「正規の社員・従業員として働いている（自営業を含む）」の割合が16.9%となっています。



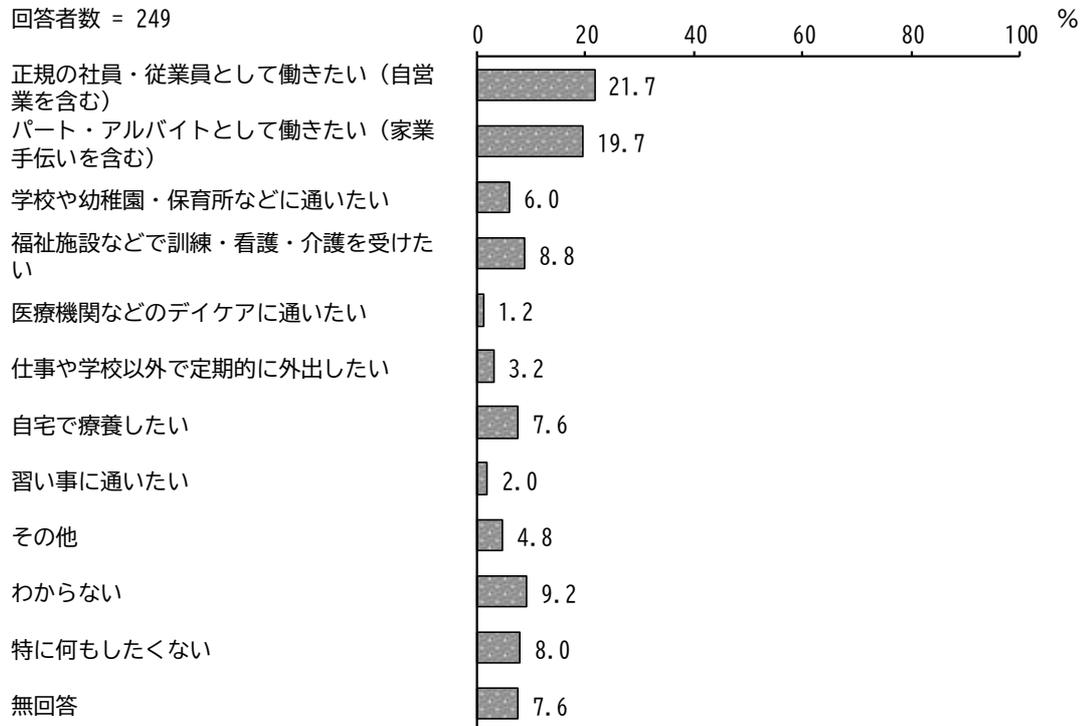
### ⑩ 仕事に関する悩み事について

「収入が少ない」の割合が36.3%と最も高く、次いで「特に困っていることはない」の割合が29.7%、「疲れやすく体力に自信がない」の割合が25.3%となっています。



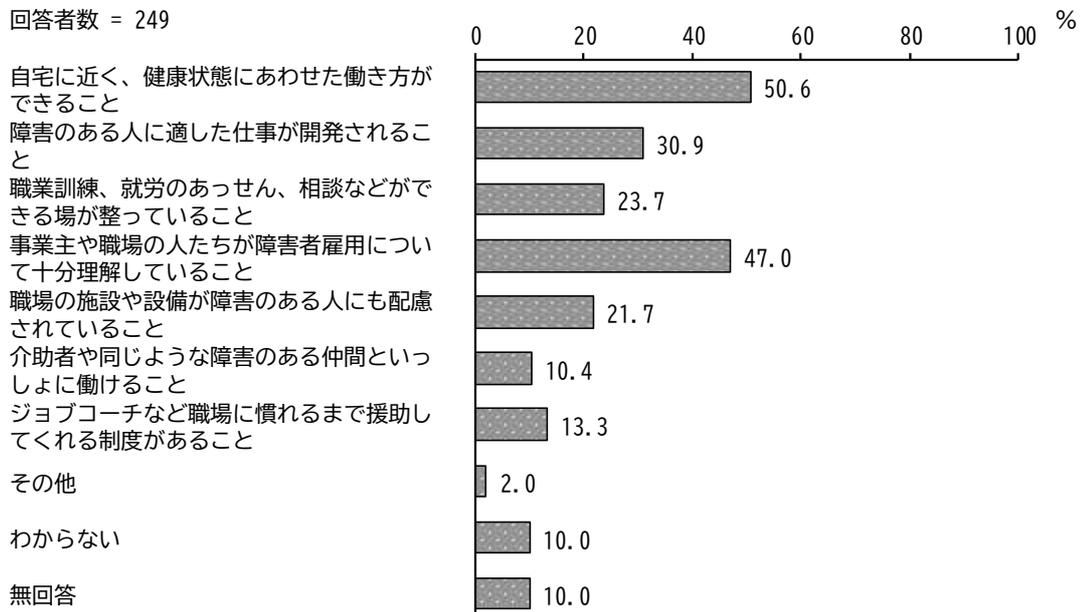
⑪ 今後、どのように過ごしたいかについて

「正規の社員・従業員として働きたい（自営業を含む）」の割合が21.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイトとして働きたい（家業手伝いを含む）」の割合が19.7%となっています。



⑫ 障害のある人の就労に関する環境整備について

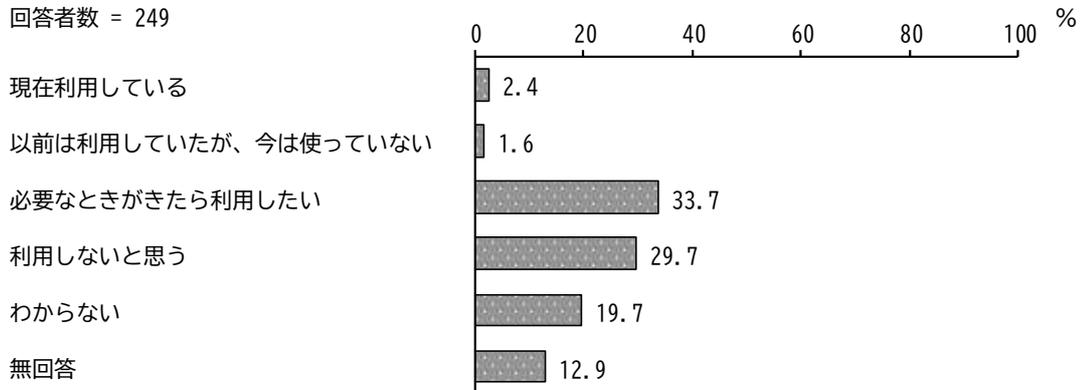
「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」の割合が50.6%と最も高く、次いで「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分理解していること」の割合が47.0%、「障害のある人に適した仕事が開発されること」の割合が30.9%となっています。



⑬ 障害の種類や程度にあわせた活動・交流機会

「必要なときがきたら利用したい」の割合が33.7%と最も高く、次いで「利用しないと思う」の割合が29.7%、「わからない」の割合が19.7%となっています。

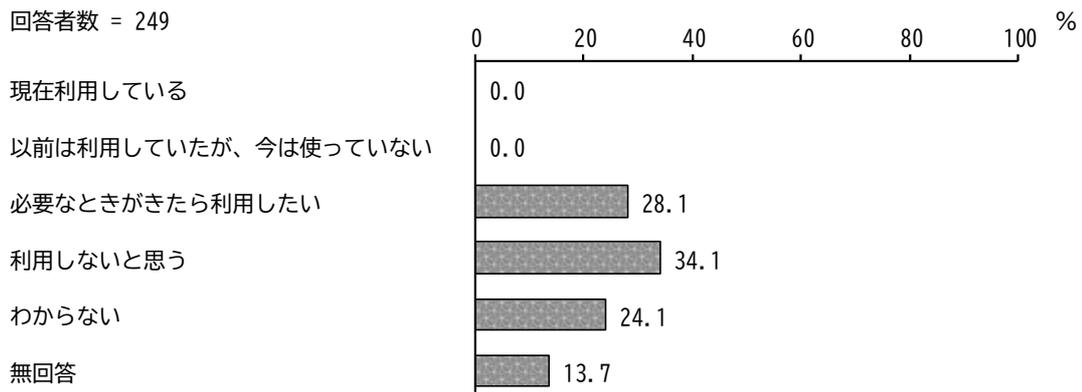
回答者数 = 249



⑭ 権利擁護・虐待防止支援

「利用しないと思う」の割合が34.1%と最も高く、次いで「必要なときがきたら利用したい」の割合が28.1%、「わからない」の割合が24.1%となっています。

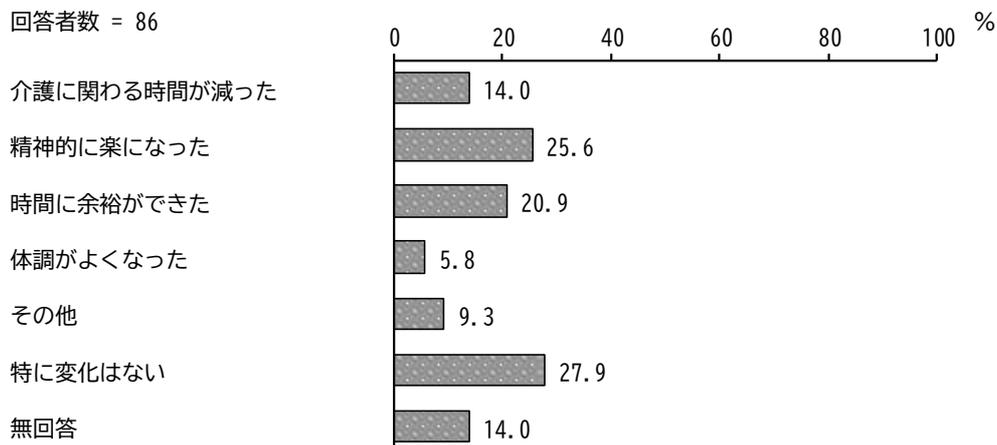
回答者数 = 249



⑮ 介護サービスの利用による、家族の状況の変化について

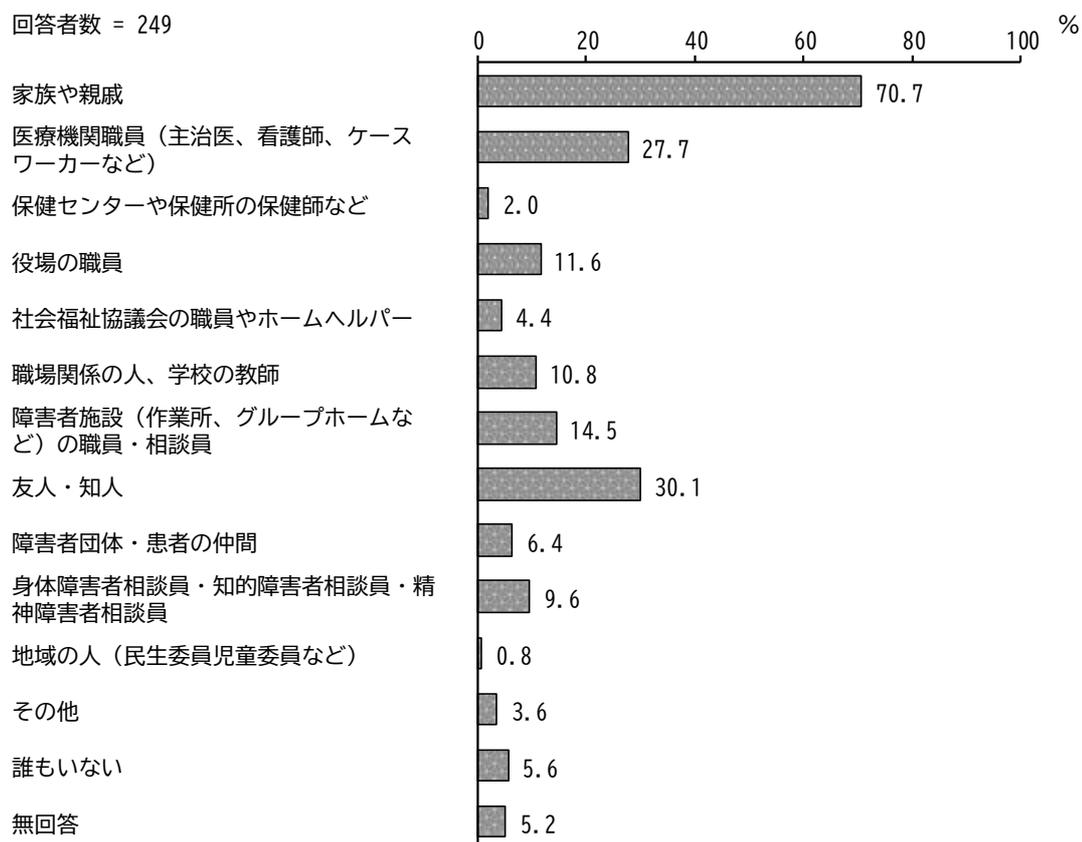
「特に変化はない」の割合が27.9%と最も高く、次いで「精神的に楽になった」の割合が25.6%、「時間に余裕ができた」の割合が20.9%となっています。

回答者数 = 86



## ⑯ 悩みごと心配ごとの相談相手の有無

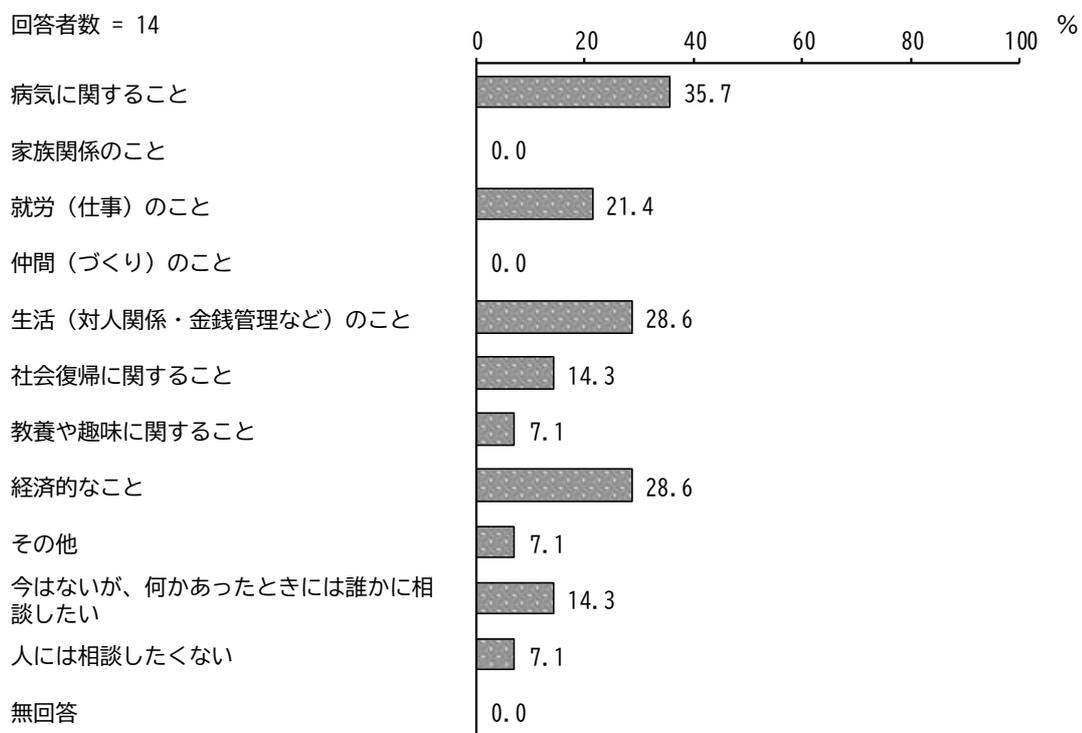
「家族や親戚」の割合が70.7%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が30.1%、「医療機関職員(主治医、看護師、ケースワーカーなど)」の割合が27.7%となっています。



⑰ 相談したい内容について

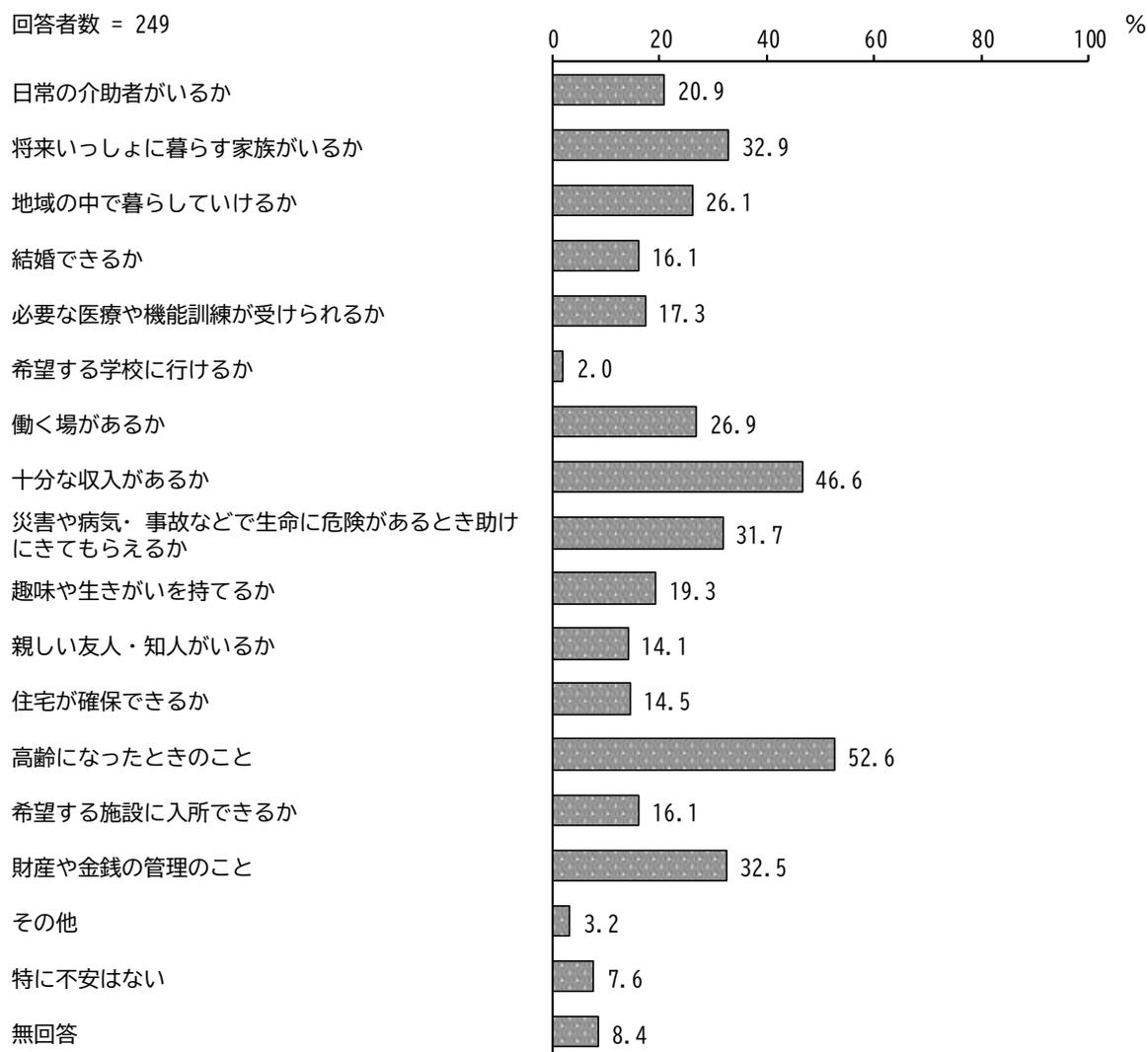
「病気に関すること」の割合が35.7%と最も高く、次いで「生活（対人関係・金銭管理など）のこと」、「経済的なこと」の割合が28.6%となっています。

回答者数 = 14



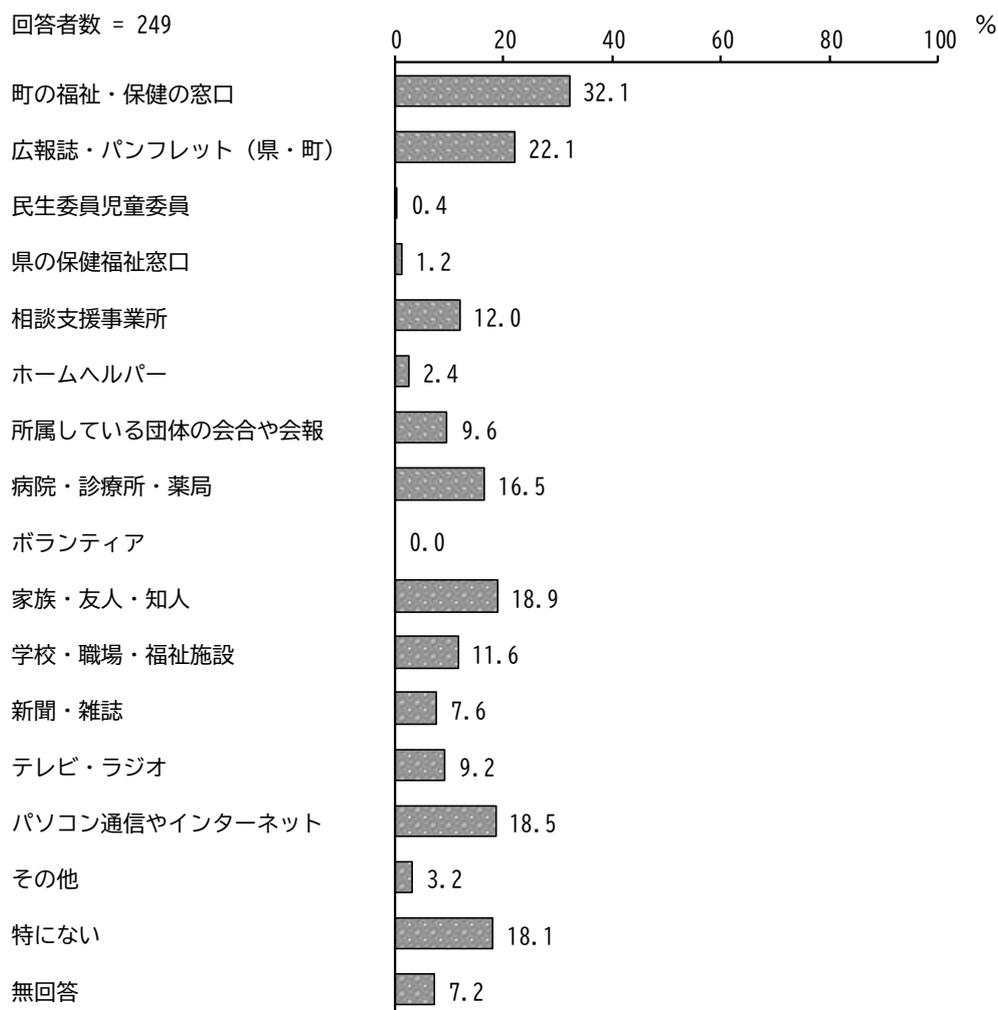
### ⑱ 将来に対する不安について

「高齢になったときのこと」の割合が52.6%と最も高く、次いで「十分な収入があるか」の割合が46.6%、「将来いっしょに暮らす家族がいるか」の割合が32.9%となっています。



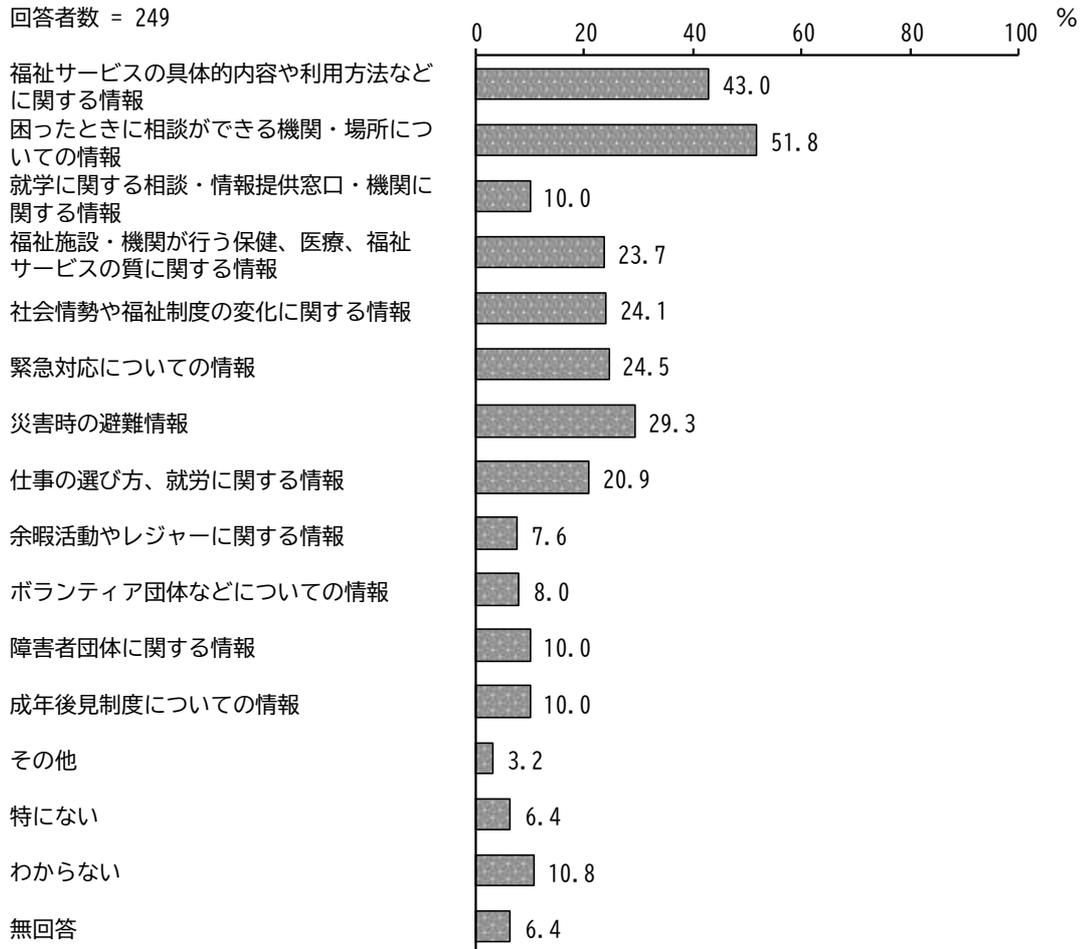
⑨ 福祉サービスの情報収集について

「町の福祉・保健の窓口」の割合が32.1%と最も高く、次いで「広報誌・パンフレット（県・町）」の割合が22.1%、「家族・友人・知人」の割合が18.9%となっています。



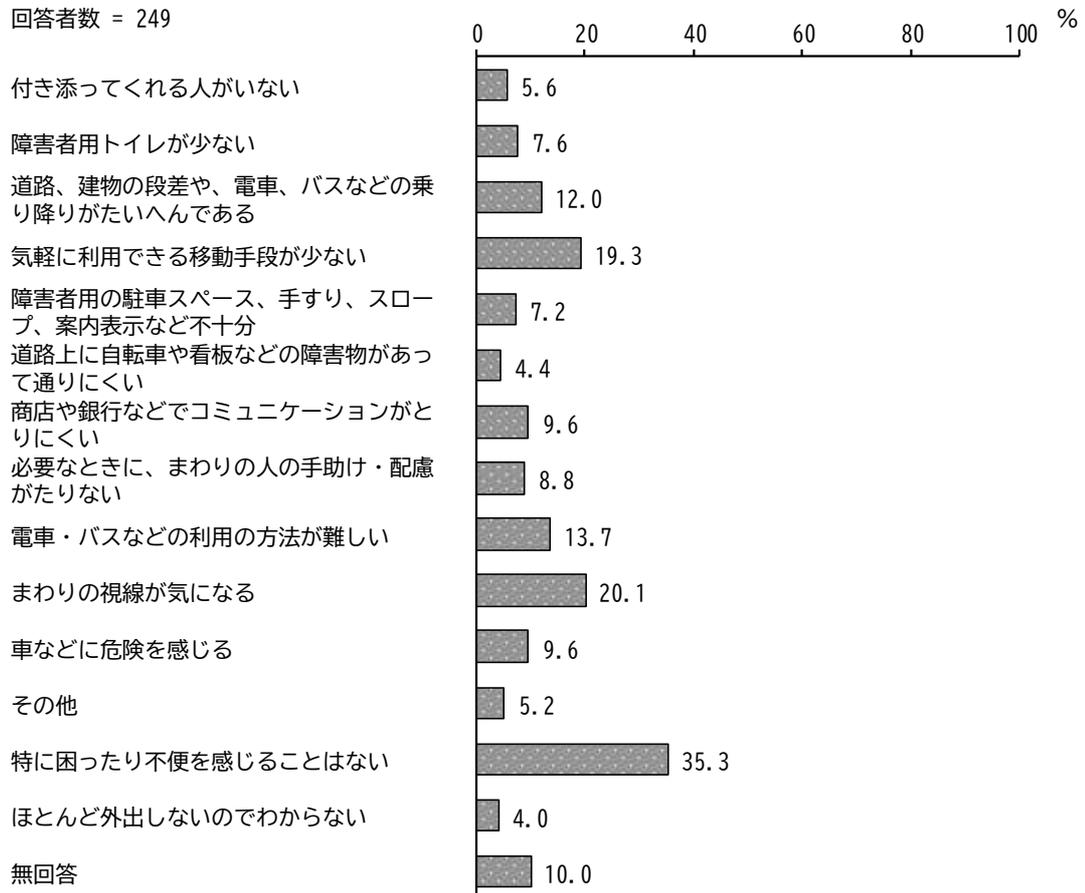
⑳ 充実してほしい情報について

「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」の割合が51.8%と最も高く、次いで「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」の割合が43.0%、「災害時の避難情報」の割合が29.3%となっています。



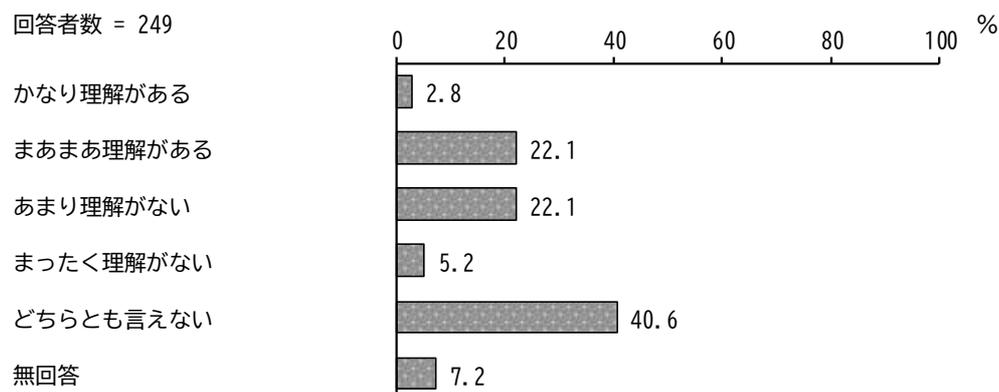
⑳ 外出時に不便に感じることについて

「特に困ったり不便を感じることはない」の割合が35.3%と最も高く、次いで「まわりの視線が気になる」の割合が20.1%、「気軽に利用できる移動手段が少ない」の割合が19.3%となっています。



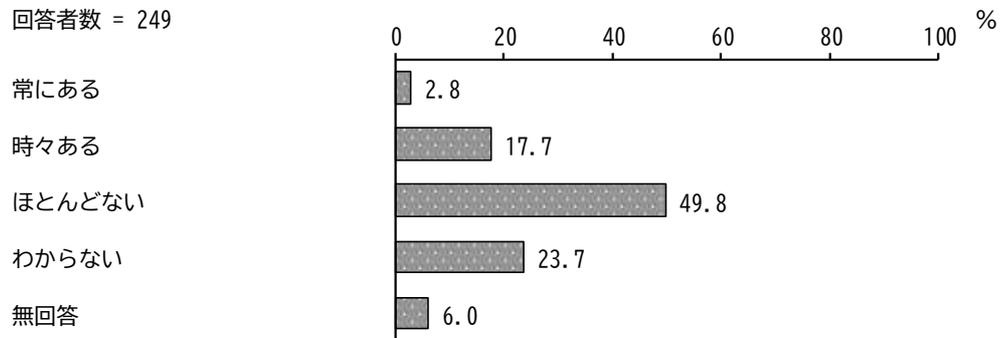
㉑ 障害者に対する町民の理解について

「どちらとも言えない」の割合が40.6%と最も高く、次いで「まあまあ理解がある」、「あまり理解がない」の割合が22.1%となっています。



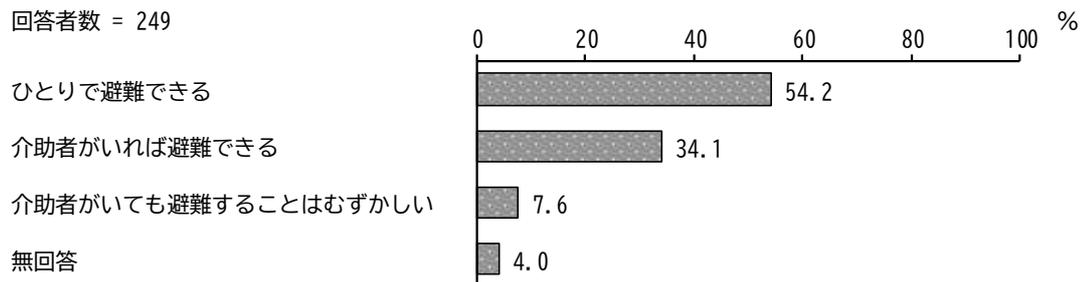
②③ 障害を理由とした差別や虐待について

「ほとんどない」の割合が49.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.7%、「時々ある」の割合が17.7%となっています。



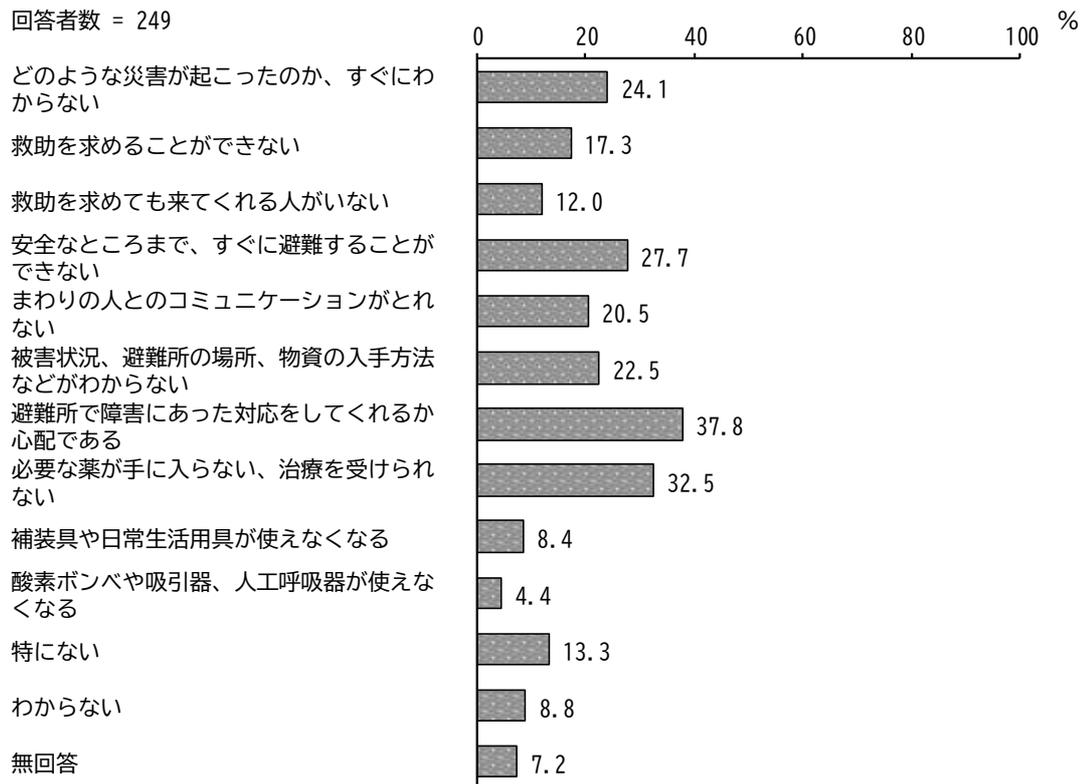
②④ 避難所への避難について

「ひとりで避難できる」の割合が54.2%と最も高く、次いで「介助者がいれば避難できる」の割合が34.1%となっています。



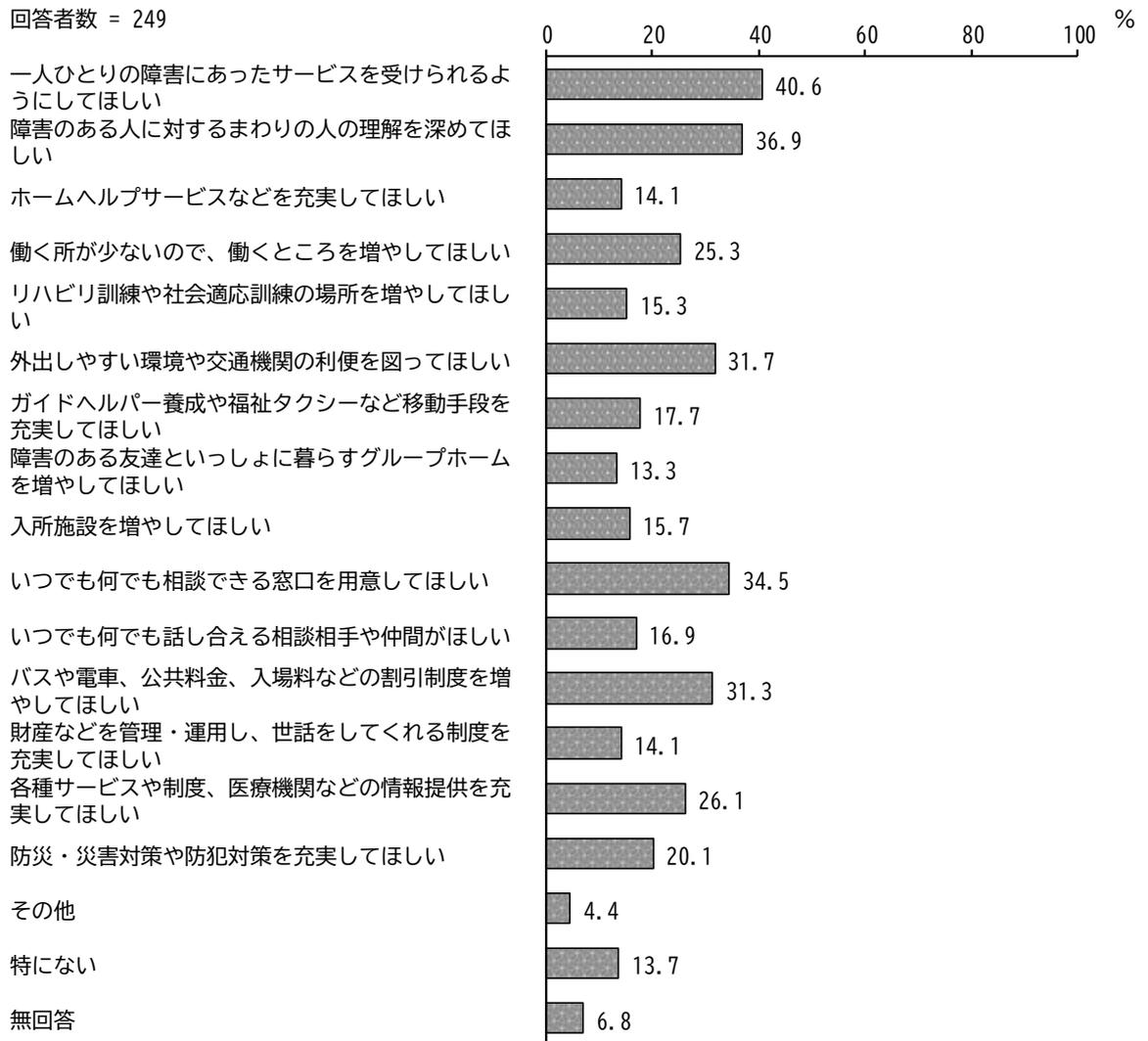
⑫ 災害時に困ることについて

「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」の割合が37.8%と最も高く、次いで「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が32.5%、「安全なところまで、すぐに避難することができない」の割合が27.7%となっています。



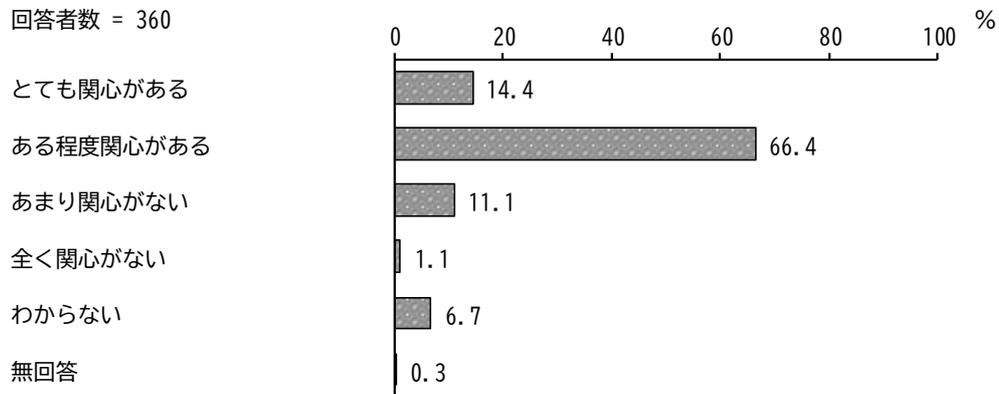
②⑥ 暮らしやすくなるための要望について

「一人ひとりの障害にあったサービスを受けられるようにしてほしい」の割合が40.6%と最も高く、次いで「障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」の割合が36.9%、「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」の割合が34.5%となっています。



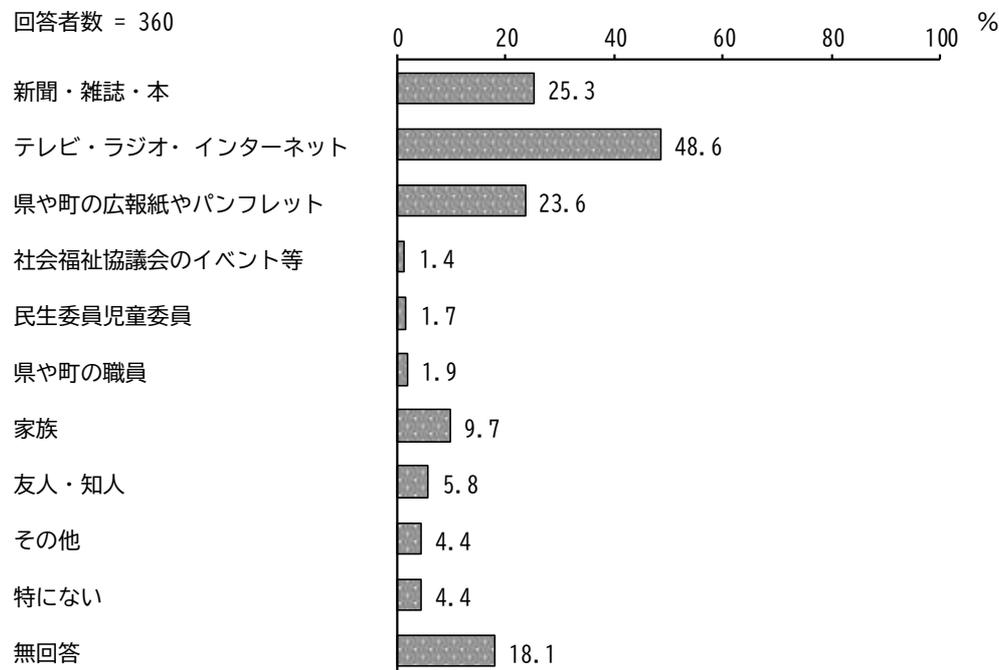
⑳ 障害のある人や高齢者に対する関心について

「ある程度関心がある」の割合が66.4%と最も高く、次いで「とても関心がある」の割合が14.4%、「あまり関心がない」の割合が11.1%となっています。



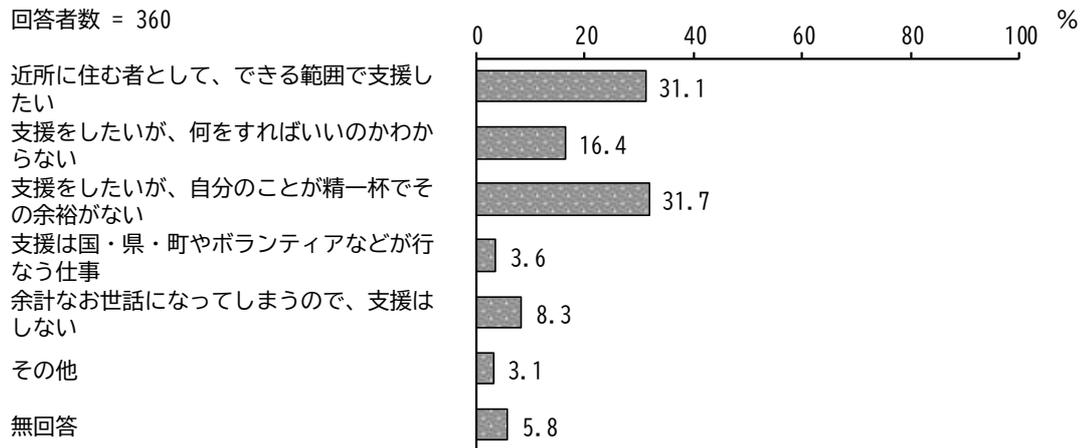
㉑ 福祉に関する制度や動きについての情報を得る手段について

「テレビ・ラジオ・インターネット」の割合が48.6%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・本」の割合が25.3%、「県や町の広報誌やパンフレット」の割合が23.6%となっています。



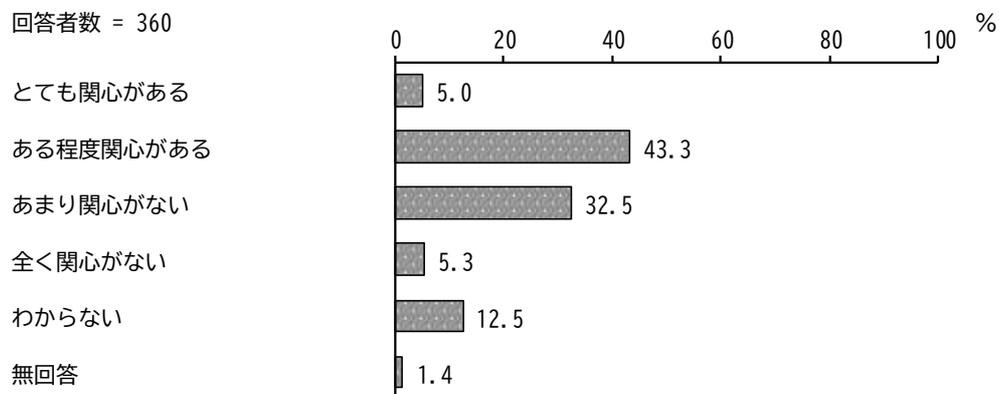
② 障害のある人や高齢者などに対する支援について

「支援をしたいが、自分のことが精一杯でその余裕がない」の割合が31.7%と最も高く、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が31.1%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」の割合が16.4%となっています。



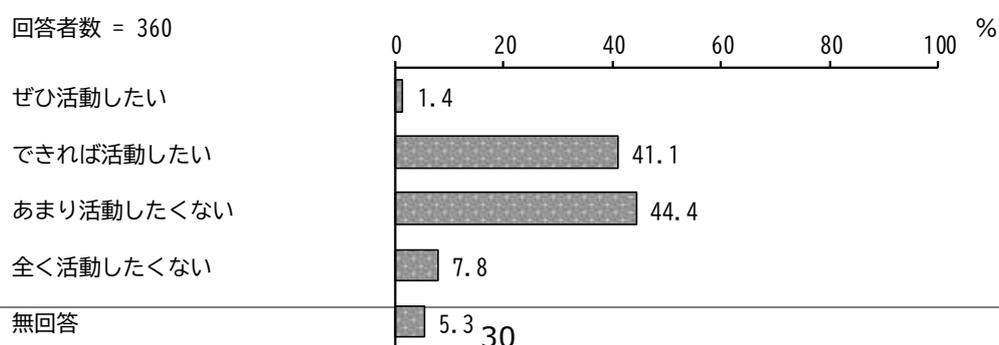
③ ボランティア活動への関心について

「ある程度関心がある」の割合が43.3%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が32.5%、「わからない」の割合が12.5%となっています。



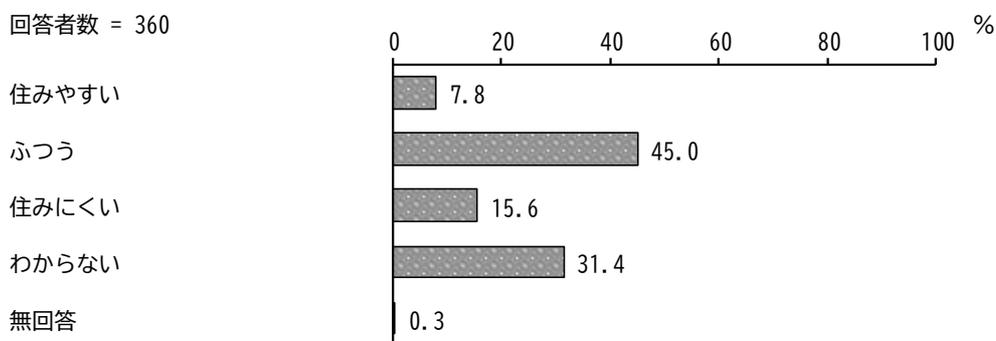
④ 福祉関係のボランティア活動への参加意欲について

「あまり活動したくない」の割合が44.4%と最も高く、次いで「できれば活動したい」の割合が41.1%となっています。



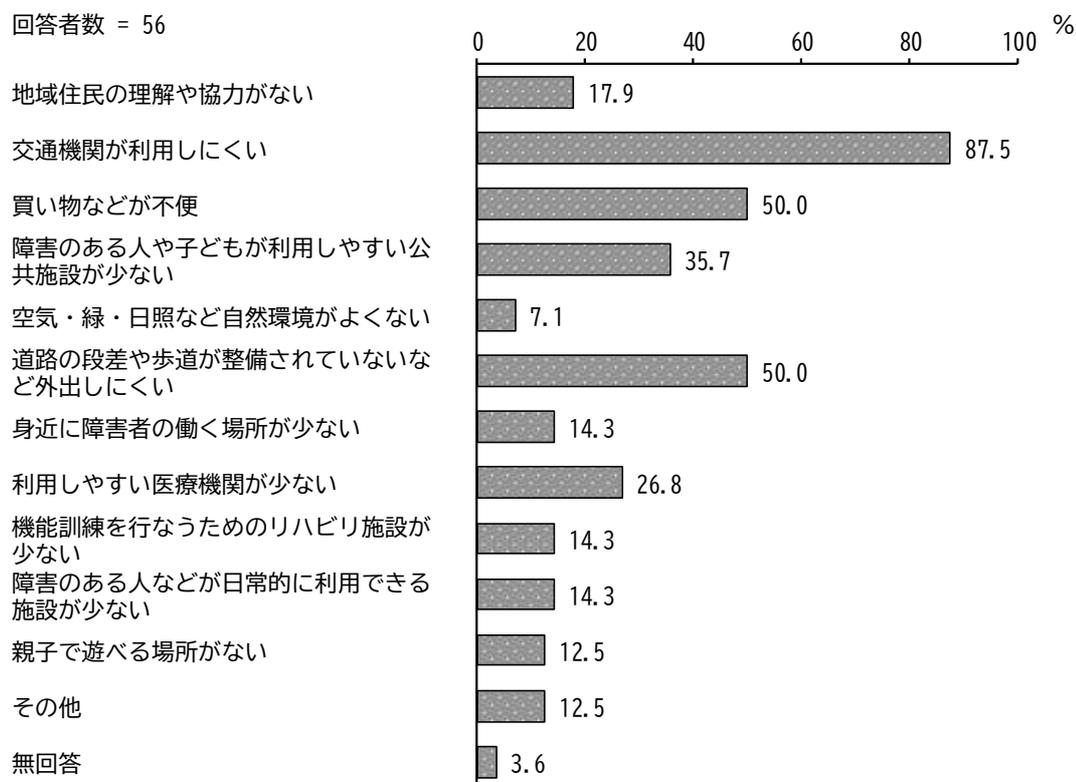
③② 障害のある人・高齢者・子どもにとって住みやすいまちかどうかについて

「ふつう」の割合が45.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が31.4%、「住みにくい」の割合が15.6%となっています。



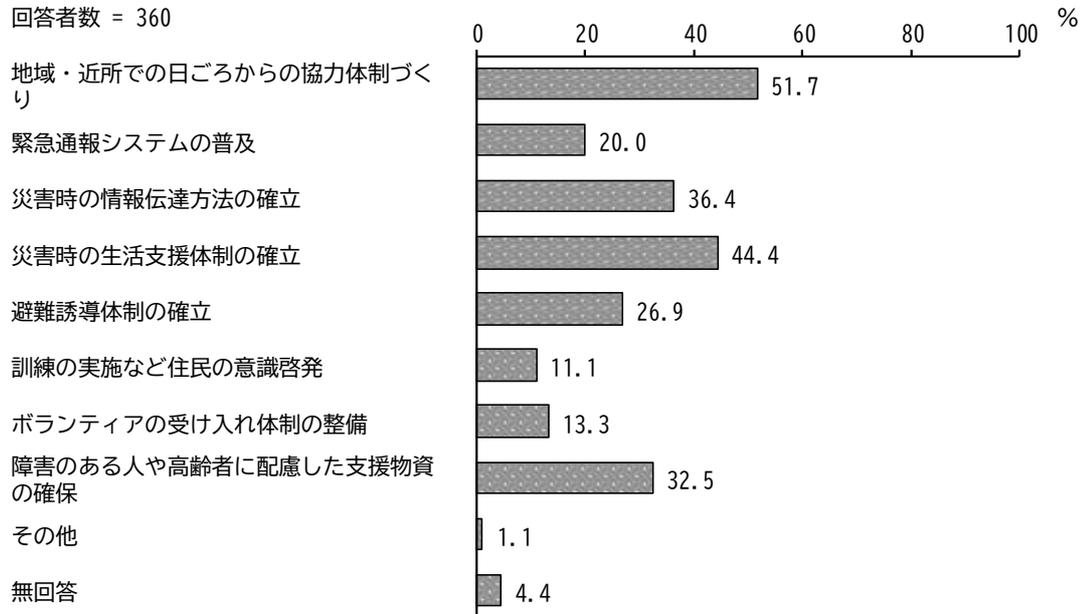
③③ 住みにくいと思う理由について

「交通機関が利用しにくい」の割合が87.5%と最も高く、次いで「買い物などが不便」、「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」の割合が50.0%となっています。



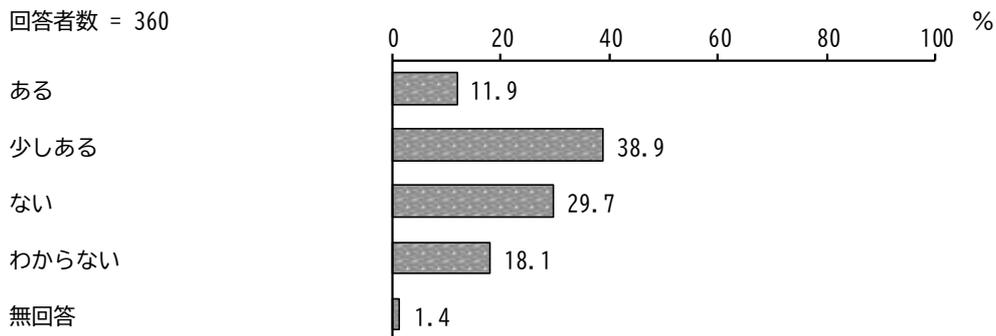
③④ 災害時の災害弱者に対する対策として取り組むべきことについて

「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」の割合が51.7%と最も高く、次いで「災害時の生活支援体制の確立」の割合が44.4%、「災害時の情報伝達方法の確立」の割合が36.4%となっています。



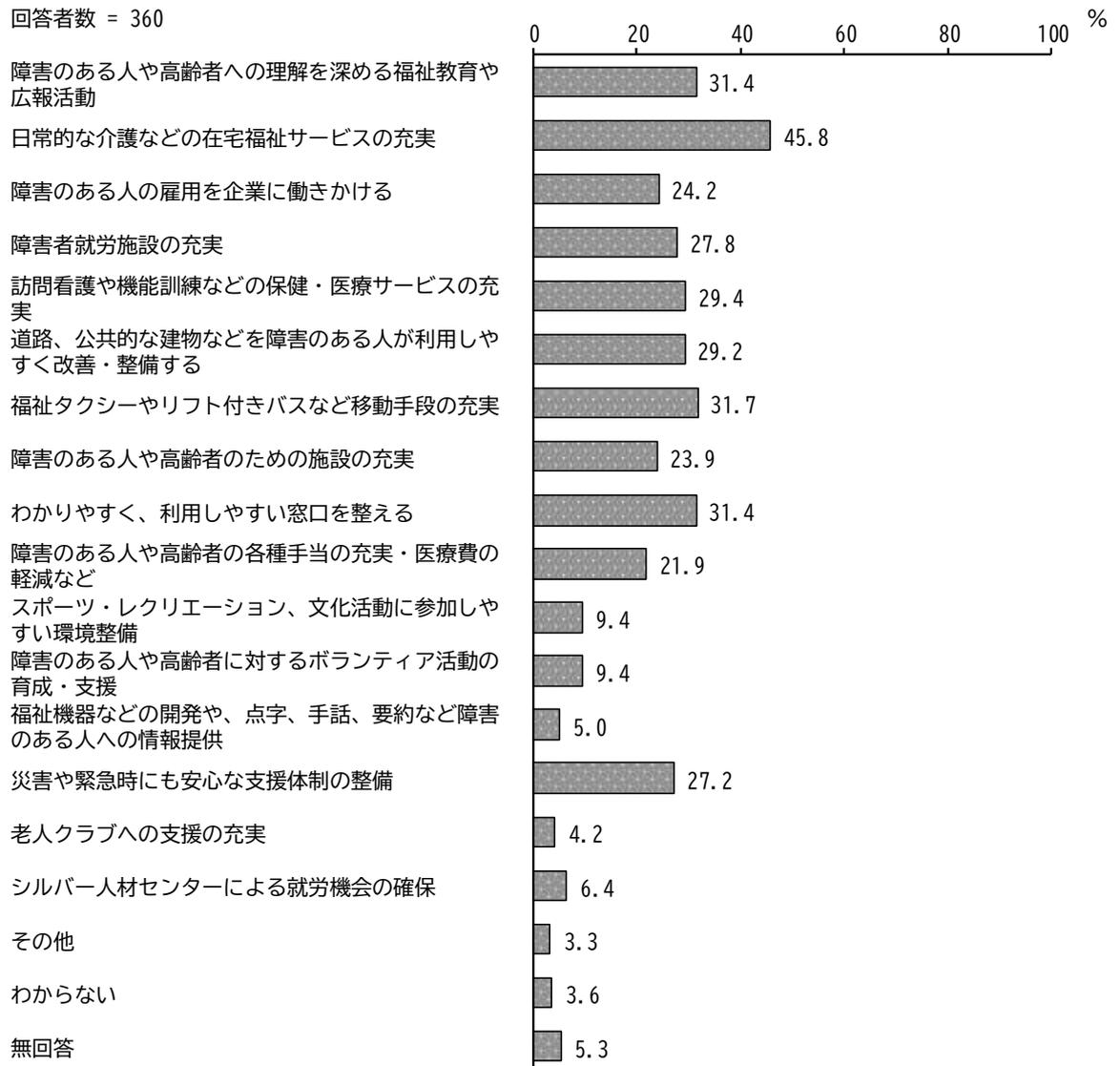
③⑤ 障害のある人への差別、偏見の有無

「少しある」の割合が38.9%と最も高く、次いで「ない」の割合が29.7%、「わからない」の割合が18.1%となっています。



③⑥ 障害のある人や高齢者に住みやすいまちをつくるための活動について

「日常的な介護などの在宅福祉サービスの充実」の割合が45.8%と最も高く、次いで「福祉タクシーやリフト付きバスなど移動手段の充実」の割合が31.7%、「障害のある人や高齢者への理解を深める福祉教育や広報活動」、「わかりやすく、利用しやすい窓口を整える」の割合が31.4%となっています。



## || 1 基本理念

本町では「豊かで活気にあふれ 心を魅了するまち 吉田町」を将来都市像に掲げ、人と人との交流を通じて豊かな心を育み、次代を担う若い世代が住みやすいまち、子どもから高齢者まですべての人から「住み続けたい」と思われる「心を魅了するまち」を目指しています。

この将来都市像の実現に向けて、障害者と住民の交流が活発に行われることにより、障害のある人もない人も地域の中でともに生きるという認識を深め、障害のある人が暮らしやすいまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障害者福祉の取組との連続性、整合性を確保するため、前計画の「障害者が安心して自立した生活ができるまち」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、障害のある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちづくりを目指します。

## 【 基 本 理 念 】

**障害者が安心して自立した生活ができるまち**

## 2 基本目標

### (1) 共に支え合う町民意識の醸成に努めます。

地域共生社会の実現に向け、障害のある人への差別の解消を促進し、心のバリアフリーを実現します。

また、地域社会での協力と連帯を促進し、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、障害者差別解消法の周知や障害者虐待防止を図り、障害のある人の権利を擁護する取組を推進します。

### (2) 暮らしやすい支援体制の充実を図ります。

地域で安心して生活できるよう、適切な保健・医療サービスを提供する体制を整備するとともに、障害のある人の多様なニーズに合わせた支援を提供するため、福祉サービスの周知と充実を図ります。

また、障害のある人が気軽に情報にアクセスできるよう、IT技術を活用して情報のバリアフリー化を推進します。

### (3) ライフステージに応じた社会参加の支援と教育環境の充実を図ります。

障害のある子どもが、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができ、また、可能な限り障害のない子どもとともに保育や教育を受けることができるよう配慮し、必要な支援の充実を図ります。

また、障害のある子どもを支援する環境づくりや、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育や教育がなされるようインクルーシブ教育の推進を図ります。

### (4) 誰もが安心・安全に暮らしやすいまちづくりを推進します。

障害のある人を含むすべての人が安心して生活できるよう、既存施設のバリアフリー化や生活道路・歩道の整備を行い、生活環境を改善するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

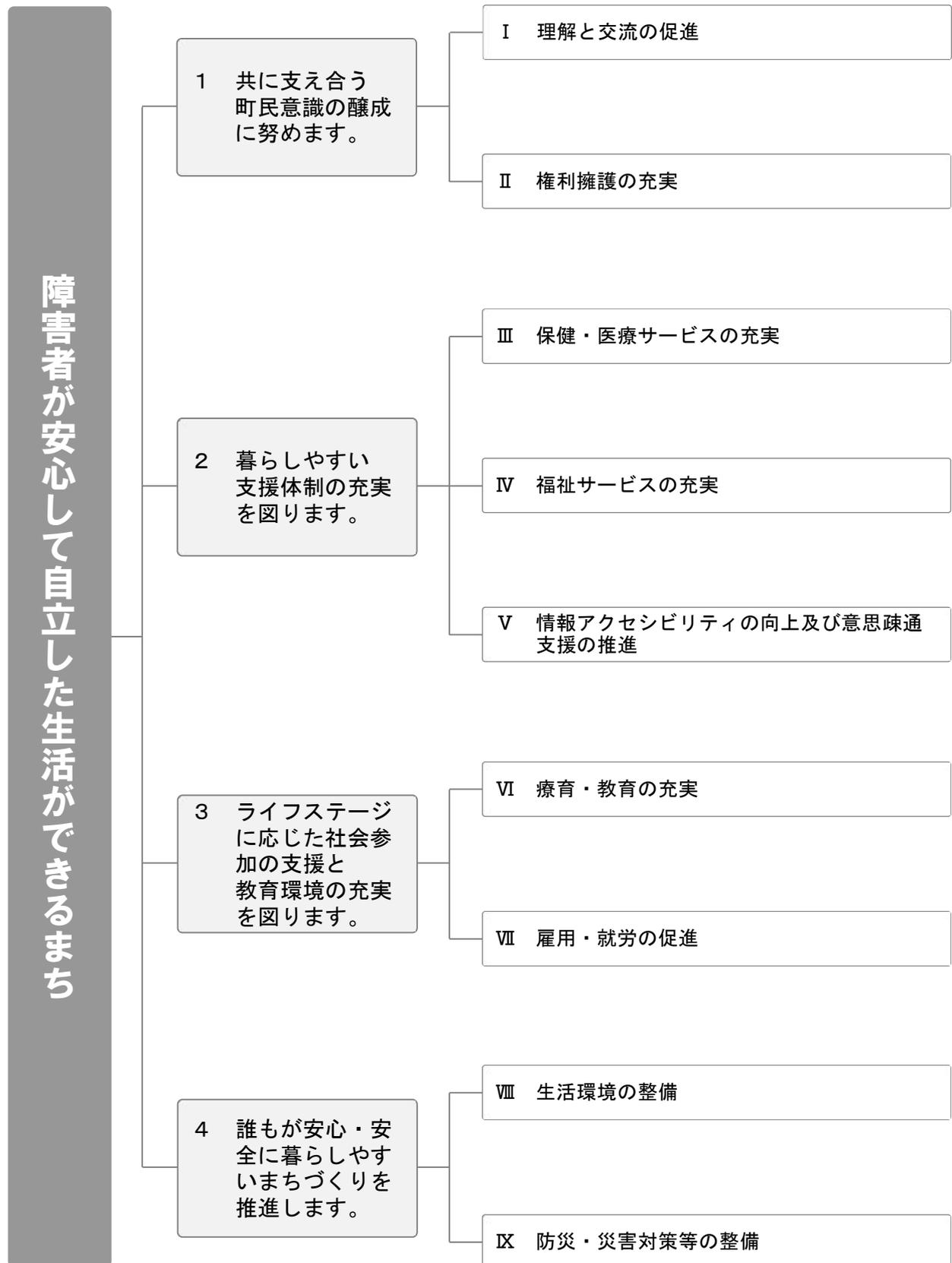
また、災害時の体制づくりなど、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

# 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向 ]



## 1 共に支え合う町民意識の醸成に努めます。

### I 理解と交流の促進

#### 【現状と課題】

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障害に加え、難病、発達障害及びその他心身の機能に障害のある人がその定義に加えられており、多様な障害に対する理解を広めていくことが求められています。

アンケート調査の結果をみると、障害のある人に対する町民の理解について、「どちらとも言えない」が4割、「まあまあ理解がある」、「あまり理解がない」がともに2割となっており、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう、情報提供や学習の充実、障害のある人とない人が交流する機会などを設けていくことが必要です。

#### 【今後の取組】

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」を実現していくために、すべての町民が障害に対して理解を深めることができるよう、広報等を活用した啓発活動や生涯を通じた福祉教育を推進します。

また、地域での交流、ボランティア活動、スポーツ・文化・レクリエーション活動等を促進するとともに、交流できる機会や場を拡充することで、障害のある人が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

### (1) 啓発・広報活動

事業名	内容
広報誌・ホームページ・社協だよりでの広報の充実	広報よしだ、ホームページ、社協だよりなどを活用し障害の理解促進等に努め、障害と障害のある人に関する正しい知識やノーマライゼーション理念、障害に関する正しい知識等の普及に努めます。また、障害のある人に対する理解を深めるため、12月3日から9日の「障害者週間」及び12月9日の「障害者の日」を中心に開催される各種イベントや福祉サービス等を広報誌に掲載するなど、町民への周知を通し、理解啓発を図ります。
行事における啓発	コミュニティ活動や町民の集まるイベント等において、障害者施設や障害者団体のブースを設け、障害者施設製品などの販売を行うとともに、その他の集客力のあるイベントへも出展し、障害に対するさらなる理解促進に努めます。
町職員を対象とした障害に対する理解促進	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する吉田町職員対応要領」に基づき、職員研修を実施し理解促進に努めます。
障害者差別解消法の啓発	行政機関や民間事業者を対象に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められており、改正障害者差別解消法の施行に伴い、障害者差別を正しく理解するよう産業団体等と連携し、事業所等を対象とした啓発活動を推進します。
公的機関における障害のある人への配慮	行政機関などにおいて、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を引き続き実施します。

### (2) 交流・ふれあいの促進

事業名	内容
「ふれあい広場」を利用した交流事業の充実	社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」の参加者の拡大を図るとともに、その内容の充実に努めます。参加団体が主体となって、ふれあい広場を計画、準備、開催していくことで、住民に向けた理解促進、啓発を進められるように支援します。
社会福祉協議会表彰の実施	社会福祉貢献者に対する表彰制度の拡大・充実に努めます。
地域行事への障害者の参加促進	障害のある人が地域行事に積極的に参加できる環境をつくるため、講演会や研修会等を通じて障害に対する地域の理解の促進を図ります。

### (3) 福祉教育の推進

事業名	内容
福祉教育実践的事業の推進	「福祉教育実践校指定事業」を推進し、児童・生徒に対する福祉教育の充実と支援体制の確立に努めます。
福祉体験や講演の実施	小・中学校における福祉体験教室などの実施を支援し、車いすや点字体験、キャラバン隊など障害のある人の講演などを通じて、児童・生徒への障害者福祉の理解促進を図ります。
日常生活の中での障害への理解の促進	保育園・幼稚園等において、支援を受けることにより集団生活に適應できる障害児を受け入れ、遊びや生活を通し、健常児と障害児が関わり、相互の育ちを支援するとともに、障害に対する理解を促します。

#### (4) 町民・ボランティアによる地域福祉活動の推進

事業名	内容
ボランティアの養成・確保	地域福祉の担い手として期待される福祉ボランティアのニーズの把握に努め、生活支援コーディネーター等と連携を図り、福祉ボランティア養成講座等を開催します。
地域活動・ボランティア活動の推進	地域でのコミュニティ活動やボランティア活動等に関わる団体と連携を図り、活動を通して町民の障害への理解の促進や、地域における協力体制の構築を図ります。

#### (5) 生涯学習の推進

事業名	内容
福祉関係講座等の充実	社会福祉協議会や福祉サークル等の協力の下、福祉に関係する講座の充実を図るとともに、新たな方法での情報発信に努めます。また、障害児者の団体等による講座等の開催を支援します。
生涯学習環境の整備	障害のある人も参加しやすいよう、支援が必要な人に向け支援制度の周知を図り、誰でも学ぶことのできる生涯学習の環境を整備します。 図書館においては、読書バリアフリーに関する図書の拡充を進めます。

#### (6) スポーツ・文化芸術活動の振興

事業名	内容
地域の運動会等への障害児(者)参加による交流	地域住民やスポーツ団体等に対して、障害に対する理解を深めるための啓発を行い、地域で行う運動会やスポーツ大会への障害児(者)の参加を促進し、交流の機会等の充実に努めます。
障害者スポーツの振興	様々なスポーツを通して、障害のある人の自立や社会参加が促進されるよう、各種スポーツ大会の開催を支援し、県小規模授産所連合会の「ふれあいスポーツ大会」や県の「静岡県障害者スポーツ大会」への参加を促進します。また、障害者スポーツの各種大会やスポーツ教室の情報を障害者団体に提供し、障害のある人もスポーツに親しむことのできるよう努めます。
青年講座の実施	知的や発達にハンディキャップのある人及び障害に理解のある人を対象に、ニーズに合った講座等を開催し、文化的活動の場を提供します。
障害者の作品の展示会等への支援	障害のある人のための作品等の展示会やギャラリー展など、障害者団体主催の文化・芸術展等を支援します。

## II 権利擁護の充実

### 【現状と課題】

生活課題が複雑化多様化するなか、物事を判断する能力が十分ではない方が、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、人権や財産、残存能力などを守られることが大切です。

令和3年5月には、障害者差別解消法の一部が改正され、民間企業の障害者雇用はもとより、飲食店や小売店などでも障害のある人に対する合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害者の権利擁護のための法整備が進んでいます。

アンケート調査の結果をみると、金銭管理や書類の手続きについて、「いつも介助が必要」が約3割となっており、将来のことで、とくに不安に感じていることについて「財産や金銭の管理のこと」が3割以上となっていますが、権利擁護・虐待防止のための支援について、「利用しないと思う」が3割半ばとなっています。

障害のある人に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援することが求められます。また、成年後見制度等の権利擁護に係る制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

### 【今後の取組】

障害を理由とする差別の解消に向け、障害についての理解不足や社会的な障壁を解消していく取組を進めるとともに、合理的配慮の提供に向けた取組を進めます。

また、障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

#### (1) 合理的配慮の推進

事業名	内容
障害者差別解消法の周知・啓発	障害者差別解消法が規定する「不当な差別的取り扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供についての理解促進を図るため、幅広く町民や事業所等に周知・啓発を図ります。

## (2) 虐待の防止

事業名	内容
障害者虐待防止の取組の推進	障害者虐待を未然に防ぐため、また、障害者虐待が起こった際の早期発見・早期対応につなげるため、相談窓口の周知を図ります。また、障害がある人への虐待が発生した場合、生命を守る安全確保を最優先として、関係機関と連携しながら迅速な対応を行います。

## (3) 権利擁護の推進

事業名	内容
権利擁護事業の推進	知的障害者や精神障害者、認知症高齢者、要支援者・要介護認定者及び身体障害者が地域で安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」について、関係者へ更なる制度の理解、周知と利用促進を推進します。
成年後見制度の周知	知的障害者、精神障害者及び認知症の高齢者の財産管理や身上監護を行う「成年後見制度」の周知を行います。また、中核機関の関わりによって、制度利用と利用開始後の支援を図ります。

## 2 暮らしやすい支援体制の充実を図ります。

### Ⅲ 保健・医療サービスの充実

#### 【現状と課題】

障害のある人の福祉サービスについては、保健・医療と連携した総合的な支援が必要です。このため、相談や診察など様々な面で保健所や医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を一層整備していくことが重要になります。

アンケート調査の結果をみると、医療のことで困っていることについて、「専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない」、「医療費の負担が大きい」、「医療機関までの交通手段が確保しにくい」など様々となっています。

今後も、住み慣れた地域で安心して暮らすため、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要となるとともに、重症心身障害児者の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

#### 【今後の取組】

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

また、医療機関などと連携し、健康診査などの実施により障害の要因となる疾病等を予防・早期発見・早期療育を推進し、乳幼児期においては、発達障害を早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携に努めます。

#### (1) 障害の発生予防及び早期発見・早期治療の確立

事業名	内容
健康づくりによる予防	「すこやかプラン吉田21」に基づき、すべてのライフステージを通して健康づくりへの取組を推進し、障害の発生を予防します。
健康診査・健康相談による早期発見	乳幼児期、青年期、高齢期など各時期において健康診査や医師や保健師、看護師などによる相談を実施し、障害の早期発見に努め、適切な対応につなげます。
妊産婦、乳幼児家庭訪問事業の充実	妊産婦や乳幼児に対する家庭訪問事業の充実を図ります。
支援ネットワークによる支援の充実	疾病や障害の予防活動等を推進するため、保育園、幼稚園、医療施設、コーディネーターなどによる子育て支援情報連絡会を通じて、各機関が連携を図り、子どもの育成支援にあたります。

事業名	内容
特定健康診査等の受診の促進	障害のある人の特定健康診査、保健指導のPRを図り、夜間や休日など保健指導を受けやすい環境を整えていくとともに、各対象者に応じた効果的な指導に努めます。

## (2) 医療サービスの充実

事業名	内容
医療費の助成と制度の周知	障害に対する適切な医療を継続して受けることができるように、医療費の助成を実施します。また、自立支援医療、重度障害者医療費助成等、公費負担医療制度を住民へ周知するために、広報誌への掲載やパンフレットの作成など、各種助成制度の周知に努めます。
自立・機能訓練の充実	障害のある人が生活能力を維持するために、必要な訓練の機会と場の提供に努めます。
救急医療体制の充実	障害のある人がいつでも必要な治療を受けられるように、医師会や医療機関の協力を得て、夜間や休日の救急医療体制の充実を図ります。
医療機関との連携	障害のある人が、障害の種類・程度に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関や関係機関の連携を図ります。

## (3) 精神保健・難病対策の推進

事業名	内容
相談及び生活支援の充実	精神障害のある人や難病の人の家族等に対して、相談窓口の周知に努め、適切な医療を受けるための情報提供並びに相談事業を推進します。
難病の相談及び指導体制の充実	保健所と連携し、難病患者とその家族に対する医療相談や、小児慢性特定疾患の患者への療育指導を実施します。
在宅福祉サービスの充実	障害福祉に係る総合的なパンフレットを作成して各種制度を広く周知し、それぞれの人のニーズに合った福祉サービスの提供に努めます。

## IV 福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

障害のある人が望む地域生活を継続していくために、ライフステージで必要となるサービスを適切に提供することが必要となります。

アンケート調査の結果をみると、主な介助者は「親」が最も高くなっています。また、主な介助者が介助できなくなった場合について、「同居している他の家族に頼みたい」の割合が高く、「施設への短期入所（ショートステイ）を利用したい」の割合も高くなっています。これからの生活については、「自宅で家族や親族と暮らしたい」の割合が最も高くなっています。

今後も、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、生活安定のための支援をさらに充実していくことが必要です。個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化していくことが必要です。

### 【今後の取組】

障害のある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等と連携した重層的な相談支援体制の充実を図ります。

また、障害のある人の経済的支援を目的とする各種給付や助成事業を実施するとともに、対象者に十分な周知を行います。

在宅で障害のある人のニーズに応じて、在宅サービスの量的・質的充実を図るとともに、障害により福祉施設や病院などに長期間入所・入院している人が、分け隔てられることなく住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域生活への移行支援や地域生活支援拠点等の整備を推進します。

### (1) 生活安定施策の充実

事業名	内容
年金制度加入の促進	障害基礎年金を可能な限り受けられるように、国民年金の加入や支払いなどについて広報・啓発を推進します。
経済的援助制度の周知徹底	障害福祉に係る総合的なパンフレットを作成し、障害のある人の生活安定を図るため各種手当や助成等を周知し、経済的援助制度が円滑に利用されるよう努めます。
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の取得促進	障害福祉に係る総合的なパンフレットを作成し、手帳を所持することで受けられる各種支援制度の周知に努めます。
各種減免・割引制度の活用促進	障害福祉に係る総合的なパンフレットを作成するとともに、広報誌・相談窓口、障害者団体や関係機関を通じて、各種減免・割引制度の活用促進を図ります。

## (2) 重層的支援体制と相談支援体制の充実

事業名	内容
連携体制の充実	医療機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会・地域包括支援センター・保健師等との連携を密にし、相談支援体制のさらなる強化を図り、重層的相談支援体制の整備を進めます。
障害児(者)施設による相談の充実	障害児(者)施設において、身近に相談できる体制の充実を図ります。
障害者虐待防止法の周知及び早期対応への体制の充実	障害者虐待防止法や虐待を見つけた場合の相談窓口の周知及び啓発を行います。また、虐待発見後の対応等について体制整備を図ります。
民生委員児童委員及び障害者相談員活動の充実	民生委員児童委員による地域の見守り体制の充実と障害者相談員による相談支援体制の充実を図ります。

## (3) 人材の育成・確保

事業名	内容
各種研修会等の参加促進	県で実施するホームヘルパー（訪問介護員）の研修会や福祉分野の研修会等について、ホームヘルパー（訪問介護員）や町職員の積極的な参加促進を図ります。

## (4) 在宅福祉サービスの充実

事業名	内容
障害福祉サービスの充実	障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、障害の特性や程度に応じた障害福祉サービスの提供に努めます。
地域生活支援事業の充実	障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、障害福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活又は社会生活を営みながら地域で送ることができるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。
訪問入浴サービス事業の利用促進	訪問入浴サービス事業の充実と利用の促進を図ります。
介護機器等の給付事業の充実	介護機器等の福祉用具の情報収集、提供に努めるとともに、必要に応じ国・県に補装具や日常生活用具の品目の追加等を要望します。
コミュニケーション（意思伝達）事業の充実	手話、要約筆記、指筆談、点字、音声等による多様な手段による情報提供については、広域での公的配置とボランティアの協力により行います。
外出に対する支援の充実	外出に対する支援のためガイドヘルパー（移動介護従事者）の確保を図るほか、外出ボランティアの育成に努めます。また、有料道路、バス割引券の発行、重度心身障害者移送費助成、リフト車貸出事業などの充実と有効利用を促進します。

#### (5) 施設サービスの充実

事業名	内容
地域生活支援拠点等の整備	相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場等の機能を有した地域生活支援拠点の整備を進めていきます。

## V 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

### 【現状と課題】

それぞれの障害によって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においても関係機関との連携が必要と考えられます。

アンケート調査の結果をみると、福祉サービスに関する情報の入手方法について、「町の福祉・保健の窓口」が最も高く、「広報誌・パンフレット（県・町）」、「家族・友人・知人」、「パソコン通信やインターネット」など、様々な方法で入手していることがうかがえます。

また、近年、情報通信技術の進展により、障害のある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障害特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

### 【今後の取組】

障害のある人が、障害があることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障害の特性に応じた多様な方法による情報提供に取り組みます。

また、障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じた情報提供や意思疎通のための支援の充実を図ります。

#### (1) 障害の特性、年齢等に対応した情報発信の整備

事業名	内容
多様な手段による情報提供	視覚に障害のある人等への情報提供のため、町ホームページの音訳などに取り組みます。
ウェブアクセシビリティの向上	町ホームページの運営について、利用者の年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が同じようにホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に配慮します。
情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実	障害のある人があらゆる分野の活動に参加するにあたっては、十分な情報の取得や円滑な意思疎通が重要であることから、情報アクセシビリティの向上や意思疎通のための支援を充実します。 また、障害のある人が必要な情報にアクセスできるよう、町民や企業等に対して、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知します。

## (2) 意思疎通支援の充実

事業名	内容
手話通訳及び要約筆記の普及促進	聴覚障害のある人の情報取得の手段を確保するために、町主催行事においては手話通訳や要約筆記の活用に努めます。
障害福祉サービス等のコミュニケーション支援の実施	障害のある人に対し、情報取得の手段を確保するための障害福祉サービス（地域生活支援事業）等を実施します。
手話奉仕員養成等事業の推進	手話奉仕員養成講座の実施により、聴覚障害のある人に対する支援活動の担い手養成と障害への理解促進を図ります。

### 3 ライフステージに応じた社会参加の支援と教育環境の充実を図ります。

#### VI 療育・教育の充実

##### 【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査の結果をみると、住みにくいと思う理由について、「障害のある人や子どもが利用しやすい公共施設が少ない」が3割半ばとなっており、障害児に対する支援の充実が求められていることがうかがえます。また、今後充実してほしい情報について、「就学に関する相談・情報提供窓口・機関に関する情報」が1割となっています。

子どもの障害には、発達障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が必要です。

多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるためには、障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ環境の整備がさらに必要となっています。また、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、インクルーシブ教育の推進に向け、体制の強化を図ることが必要です。

##### 【今後の取組】

障害のある子ども一人ひとりの発達や障害などの状況に応じた就学指導を行い、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができるよう、教職員の資質向上や人権意識向上に努めます。また、インクルーシブ教育・保育の推進に向けて、体制の整備を図ります。

##### (1) 早期療育の充実

事業名	内容
早期療育の実施	心身の発達に何らかの援助が必要な就学前の乳児・幼児の特性を踏まえ、保護者とともに一人ひとりに対応した支援を行います。また、保育園、幼稚園との連携を図ります。
専門相談員による相談・指導の充実	子どもの発育や発達に不安を持つ保護者の方などが気軽に相談できるよう、専門相談員による育児についての助言や指導を通じて育児不安を解消するとともに、こども発達支援事業所において相談支援事業を実施します。

事業名	内容
療育相談等の広報	専門相談員による療育相談を行い、適切なサービスの利用促進を図ります。
児童発達支援施設の整備	障害のある子どもが必要な療育を受けられるように、令和7年度の児童発達支援センターの開設を目指し整備を進めます。

## (2) 学校教育の充実

事業名	内容
福祉教育の推進	発達障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等について、教育委員会と連携して教職員の理解を深めるとともに、その指導方法に関する研修の充実に努めます。
相談の連携	障害のある人や家族を継続して支援できるように、社会福祉協議会・地域包括支援センター・医療・保健機関との連携を密にします。
健常児と特別支援学級の児童・生徒との交流教育の推進	障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流を促進し、障害への理解を深めるとともに福祉教育を推進していきます。
特別支援教育の実施	各小中学校の特別支援学級や特別支援学校など、特別支援教育に関わる関係機関と連携を密にし、障害を持つ児童・生徒の自立を図るため、特別支援教育を実施します。

## (3) インクルーシブ教育の推進

事業名	内容
インクルーシブ教育・保育の推進	障害の有無にかかわらずすべての子どもを受け入れる視点を持ち、個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無にかかわらず、生き生きと学び、共に育つ場の環境の整備を図ります。

## (4) 発達障害のある人に対する支援の充実

事業名	内容
乳幼児健康診査等による発達支援	乳幼児健康診査を通じて乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援、療育につなげます。また、保護者と成長発達を確認し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。
発達障害のある人の家族支援の推進	国や関係機関が作成した資料を活用し、町民に向けて発達障害の理解を促進するとともに、関係機関と連携し家族に対する支援を行います。
発達障害などへの支援	児童発達支援事業、教育相談室等での相談支援を行います。

## VII 雇用・就労の促進

### 【現状と課題】

障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

アンケート調査の結果をみると、仕事のことで悩んでいることや困っていることについて、「収入が少ない」が3割半ばと最も高くなっています。また、障害のある人が働くために必要な環境について、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」が5割以上と最も高くなっており、次いで「事業主や職場の人たちが障害者雇用について十分理解していること」が約5割、「障害のある人に適した仕事が開発されること」が3割となっています。

障害者の健康状態に応じた働き方を求めており、障害福祉サービスの中で就労の機会を選択しながら働くことが重要となります。また、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

### 【今後の取組】

働く意欲のある障害のある人に対し、一般企業や公共職業安定所（ハローワーク）などと連携して障害者雇用の周知・促進を図り、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

#### （1）生活安定施策の充実

事業名	内容
就労移行支援の利用促進	障害者雇用につなげるため、障害のある人の就労訓練の場として就労移行支援の利用を促進します。
障害者雇用の促進	働く障害のある人や、働くことを希望する障害のある人を支援するため、一般企業や公共職業安定所（ハローワーク）などと連携して障害者雇用の周知・促進に努めます。

#### （2）福祉的就労の促進

事業名	内容
就労継続支援の利用促進	一般就労が困難な障害のある人に対し、知識や能力に応じた福祉的就労活動の場を提供します。また、生産活動などを通して安定した生活が送れるよう支援します。

事業名	内容
働く場の確保	町内の障害者就労施設等が提供できる物品や役務を取りまとめ、庁内各課（局）及び町内企業に調達を促すとともに、障害のある人が生きがいを持って働ける場の提供に努め、福祉的就労を支援します。

### (3) 事業者・雇用者や障害のある人への啓発や就労支援

事業名	内容
雇用及び理解促進啓発パンフレット配布	障害者雇用のための助成制度や雇用の必要性などを周知するため、啓発パンフレットの配布を行います。
就労定着支援の推進	一般就労した障害のある人が、職場に定着できるよう、就労定着のための支援を推進します。

## 4 誰もが安心・安全に暮らしやすいまちづくりを推進します。

### Ⅷ 生活環境の整備

#### 【現状と課題】

障害のある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備や、移動する上で道路等の交通環境の整備が重要です。

アンケート調査の結果をみると、障害のある人が住みにくいと思う理由について、「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」が5割となっています。

今後も、道路などの公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

#### 【今後の取組】

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害のある人が安心して生活できる住宅の確保や、建築物及び公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

#### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

事業名	内容
公共的施設の整備拡充	役場や図書館、公民館等の公共施設について、スロープや障害者用駐車場、点字案内板の設置などバリアフリー（障壁除去）化の整備を促進します。また、医療施設や金融機関、大型商業施設等の施設において、ゆずりあい駐車場の整備を推進します。
公園・緑地・水辺空間の整備	公園・緑地・水辺空間については、障害のある人の利用に配慮した段差の解消やトイレの設置、危険箇所の改善に努めます。
道路・歩行空間のバリアフリー化	誰もが安心して外出できるよう、道路や歩道の整備・維持管理・改修を進めるとともに、バリアフリー整備を進めます。
交通施設の整備の推進	警察関係機関等と協力して、歩道上の不法占拠物の撤去や放置自転車追放など歩行空間の確保に努めるとともに、音声信号機や点字ブロックなど交通安全施設の整備を促進します。また、送迎ボランティアの育成・活用を推進します。

## (2) 住宅環境の整備

事業名	内容
民間住宅業者へのバリアフリー（障壁除去）化の啓発	集合住宅の建築相談においては、「バリアフリー法」や「静岡県福祉のまちづくり条例」などの説明を行い、バリアフリー化の啓発を行います。
民間住宅への障害者の入居要請	民間住宅の管理者や建築業者に対して、入居の理解と住宅改造の理解についての啓発を行います。 また、居住支援の研修会に参加して居住支援制度等の情報を収集し、住居に係る相談に対応します。
住宅改造等の促進	障害福祉に関する総合的な支援のガイドブックの作成やホームページ・広報誌等を通じて、住宅改造のための各種制度の周知と利用促進を図ります。
相談体制の充実	(社)静岡県建築士会との連携により、住宅に関する相談・指導体制の充実を図ります。

## IX 防災・災害対策等の整備

### 【現状と課題】

災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者とする名簿の作成が義務化されています。

アンケート調査の結果をみると、地震や台風などの災害が発生した場合に、避難所まで避難できるかについて、「介助者がいれば避難できる」が3割半ば、「介助者がいても避難することはむずかしい」が約1割となっています。

そのため、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組み、障害のある人の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

また、避難行動要支援者の個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成をさらに促進していくとともに、障害のある人等が、避難生活においても、その特性に応じて適切な配慮を受け、安心して過ごすことができるよう努めることが必要です。

さらに、地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障害のある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実が必要です。

## 【今後の取組】

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体や障害福祉サービス事業所等と連携を図り、防災対策を進めます。

災害時の避難を地域で支援できるよう、災害情報の提供、避難行動要支援者の個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成、避難所の管理運営体制の整備等を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域の中で障害のある人を見守る体制づくりを進めていきます。

また、障害特性に配慮した交通安全対策にも取り組みます。

### （１）防災対策・災害時支援

事業名	内容
障害者の防災訓練への参加促進	障害のある人が積極的に参加できるような防災訓練を行い、災害時に円滑に避難等できるよう協力体制を構築します。
防災組織の災害時要支援者対策	民生委員児童委員や自主防災会、各障害者団体と連携して、地域内の障害のある人の把握と非常時の支援体制を構築します。
避難行動要支援者の個別避難計画の作成	避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進します。
緊急通報システムの導入	緊急通報システムの導入に向けたニーズを把握し、ニーズに合ったシステムの導入を検討します。
医療行為を必要とする障害者の支援	医療機関と連携を図り、災害時において医療行為を必要とする障害者の支援体制を構築します。また、被災の状況に応じて福祉避難所を開設し、医療行為を必要とする障害者を支援します。
緊急時のボランティア支援体制の確立	ボランティア団体や手話通訳者等と連携して、緊急時のボランティア支援体制の確立を図ります。
福祉避難所の確保	防災訓練の際に福祉避難所の運営訓練を実施するなど、災害時において円滑に避難所運営ができる体制を整備します。
防災体制の充実・強化	障害の有無にかかわらずあらゆる特性の人が参加できるよう、防災訓練の内容を工夫し自助・共助の意識を高めるとともに、自主防災組織や防災ボランティア組織などの地域における関係団体と連携することにより、地域における防災体制の充実・強化を図ります。

## (2) 緊急時の情報提供体制の整備

事業名	内容
通信機器等を活用した災害情報の配信	視覚や聴覚に障害のある人が情報を受け取ることができるよう、災害情報について、LINE や防災メールによる文字での配信、また防災ラジオや電話応答サービスによる音声での配信で情報提供を行います。

## (3) 防犯・交通安全対策

事業名	内容
防犯対策の推進	警察や防犯活動に取り組む自主防犯組織などと連携し、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。
交通安全対策の推進	障害のある人にも安全な交通環境を確保するため、警察や関係機関と協力し、障害の特性に配慮した横断歩道などの交通安全施設の充実に努めます。

## 1 計画の基本理念及び基本目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年子ども家庭庁、厚生労働省告示第1号）」に基づき、本計画においては、以下の基本理念と次の5つを基本目標として掲げ、その推進を図ります。

### <基本理念> 障害者が安心して自立した生活ができるまち

障害のある人が住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

町では、第6次吉田町総合計画の障害福祉分野において、「障害者が安心して自立した生活ができるまち」をめざす姿に掲げ、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

第4期障害者計画においても、基本理念を「障害者が安心して自立した生活ができるまち」としており、本計画においても、この共通の目標に向けて障害者施策を計画的に進めていきます。

### <基本目標>

#### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指して、障害者自身が障害福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら障害者自身の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

#### (2) 障害種別によらない一元的なサービス提供体制の確立

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児としてサービスの充実を図り、障害種別によらない一元的なサービスを提供する体制を確立します。

### (3) 地域生活への移行や就労支援等の課題に対するサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービスを提供する体制を整備します。また、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する体制整備を進めます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次の取組を推進します。

- ① 地域の状況に応じた、柔軟な支援体制の構築
- ② 地域住民による主体的な地域づくりの体制の構築
- ③ 医療ケアを必要とする障害者等が支援を円滑に受けられる包括的な支援体制の構築
- ④ ピアサポーターとの連携強化及び養成支援

### (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い支援を提供する体制の構築を図ります。

## 2 成果目標

### (1) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の

#### 成果目標

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の計画策定の基本指針等に基づき、令和8年度末を目標年度とする7つの目標を設定し、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点整備及び福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の支援体制の整備、相談支援体制の強化等を推進していきます。

#### ①施設入所者の地域生活への移行

障害者支援施設や療養介護を行う病院に入所している障害者のグループホームや一般住宅等の地域生活への移行を推進するため、国の基本方針及びサービスの利用実態を参考にして、令和9年3月末における数値目標を設定します。

##### ■国の基本方針■

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、また、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本として、地域の実情やこれまでの実績を踏まえて目標を設定することとしています。

項目	目標	備考
令和4年度末の施設入所者数 (A)	12人	令和5年3月31日時点
令和8年度末の施設入所者数 (B)	11人	令和9年3月31日時点
【目標値】削減数 (A-B)	1人	令和8年度末時点施設入所者の削減数
削減率 (1-B/A)	8.3%	令和8年度末時点の施設入所者の削減率(国の基本方針:5%以上)
【目標値】地域移行数 (C)	1人	令和8年度末までに入所施設からGHなどへの移行数(累計)
【目標値】移行率 (1-C/A)	8.3%	令和8年度末時点の地域生活への移行率(国の基本方針:6%以上)

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制整備を計画的に推進する。

### ■国の基本方針■

令和8年度における入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率及び令和8年度末時点の長期在院者数、退院後1年以内の地域における平均生活日数に関する目標値を県が設定することとしています。

項目	目標	備考
令和6～8年度における協議の場の設置	令和5年度までに設置済み	牧之原市と共同設置

項目	目標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	6回	6回	6回	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み	保健	2人	2人	2人
	医療（精神科）	1人	1人	1人
	福祉	11人	11人	11人
	当事者	2人	2人	2人

### ③地域生活支援の充実

障害のある人の地域生活を支援する5つの機能（相談、体験・機会の場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・要請、地域の体制づくり等）を令和9年3月末までに、町又は志太榛原圏域に1か所以上確保することを目標に県や圏域各市町と調整していきます。

#### ■国の基本方針■

地域生活支援拠点等の整備について、令和8年度末までに各市町又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能充実のため、コーディネーターを配置するなど効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

#### ア. 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	備考
令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備	5つの機能の確保	確保済みの機能（緊急時の受入・対応）以外の機能の確保及び充実を進める。

#### イ. 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	0	0	1
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行う場（吉田町障害者児福祉推進委員会）の年間実施回数	2	2	2

#### ウ. 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

項目	目標	備考
令和8年度末までに強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	令和8年度までに町単独で整備予定	障害者児福祉推進委員会の相談支援部会の体制を活用し、支援体制の充実を図る。

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から就労移行支援事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労への移行を推進するために、共生社会に向けた体制整備に努め、ネットワークの構築や就労相談の強化を図り、令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

また、一般就労へ移行した者への生活面等への支援を行うことで就労定着を図ります。

##### ◇国の基本方針◇

就労移行支援事業を通じて、福祉施設から一般就労へ移行する人数を、令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。

また、就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

##### ア. 一般就労への移行者数

項目	令和3年度実績	令和8年度目標	備考
福祉施設から一般就労への移行者数	0人	9人	令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所	0人	2人	令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型事業所	0人	4人	令和8年度中に令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型事業所	0人	3人	令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上

##### イ. 就労定着支援の利用者数

項目	令和3年度実績	令和8年度目標	備考
就労定着支援利用者数	7人	10人	令和8年度中に令和3年度実績の1.41倍以上

ウ. 就労移行支援・就労定着支援事業所の就労定着率

項目	令和3年度実績	令和8年度目標	備考
就労率5割以上の就労移行支援事業所の割合	-	-	近隣市の事業所を利用
就労率7割以上の就労移行支援事業所の割合	-	-	近隣市の事業所を利用

**⑤障害児通所支援等の地域支援体制の整備**

児童発達支援事業所が、保育・医療・保健等の関係機関と連携した包括的な児童発達支援センターとしての機能を担っていけるよう関係機関との協議を進めます。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、重症心身障害児者及び医療的ケア児等を支援する体制の構築に努めます。

**■国の基本方針■**

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

令和8年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

令和8年度末までに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

ア. 児童発達支援センターの設置

項目	目標	備考
令和8年度末までに児童発達支援センターを設置	町単独で設置予定	令和7年度設置予定

イ. 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

項目	目標	備考
令和8年度末までに保育所等訪問支援を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	構築予定	令和7年度構築予定

ウ. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保

項目	目標	備考
令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保	確保済	つくしの家

エ. 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保

項目	目標	備考
令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	確保済	ひまわり吉田南

オ. 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

項目	目標	備考	
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済	障害者児福祉推進委員会の重心部会にて協議	
	目 標		
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0人	0人	0人

## ⑥相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

障害者（児）のための相談支援として中核的な役割を担う基幹相談支援センターを2市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

### ■国の基本方針■

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保する。

ア. 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

(ア) 基幹相談支援センターの設置

項目	目標	備考	
令和8年度までに基幹相談支援センター設置	設置済	2市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）が共同で設置	
項目	目標		
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2人	2人	2人

(イ) 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

項目	目標		
基幹相談支援センターによる指導・助言件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	14件	14件	14件

(ウ) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

項目	目標		
基幹相談支援センターによる支援件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	36件	36件	36件

(エ) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

項目	目標		
基幹相談支援センターによる実施回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6回	6回	6回

(オ) 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

項目	目標		
基幹相談支援センターによる実施回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	36回	36回	36回

イ. 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	目標	備考
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保	体制確保 (令和7年度)	

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4回	6回	6回
参加事業者・機関数	4	5	5
協議会の専門部会の設置数	4	4	4
実施回数	36回	36回	36回

⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、利用者が必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

■国の基本方針■

令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

ア. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	目標	備考
令和8年度までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の整備	体制構築 (令和8年度)	

イ. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

(ア) 県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修の参加人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	1人	1人	1人
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	1人	1人	1人

(イ) システム等での審査結果分析・共有等

項 目	目 標	備 考
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	体制構築 (令和8年度)	障害者自立支援審査支払システム等による審査結果等を活用し、利用サービスの分析を行う。

### 3 障害福祉サービス等の見込量

#### (1) 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、1月あたりの必要なサービス量を令和8年度まで見込みます。

##### ① 訪問系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
居宅介護	24人	321時間	25人	334時間	26人	347時間	27人	360時間
重度訪問介護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
同行援護	2人	19時間	2人	19時間	3人	29時間	3人	29時間
行動援護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

障害のある人の在宅での自立生活を支援するサービスである居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援は、住み慣れた土地、家での生活を保障するためにも重要なサービスです。障害のある人一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

#### 【見込量確保のための方策】

「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」においては、実施事業所が少なく、サービス提供量が十分ではない状況であることから、吉田町障害者児福祉推進委員会において利用者のニーズを整理するとともに、関係事業所と調整し確保に努めます。

また、関係機関が連携することで、訪問系サービスを利用している方のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。

## ② 日中活動系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
生活介護	47人	947日	48人	967日	49人	987日	51人	1,027日
うち強度行動障害を有する者	1人	23日	2人	46日	2人	46日	2人	46日
うち高次脳機能障害を有する者	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
うち医療的ケアを必要とする者	5人	100日	5人	100日	5人	100日	5人	100日
自立訓練（機能訓練）	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
自立訓練（生活訓練）	1人	23日	1人	23日	1人	23日	1人	23日
就労選択支援					3人		3人	
就労移行支援	3人	66日	4人	88日	5人	110日	6人	132日
就労継続支援（A型）	22人	488日	23人	510日	24人	532日	25人	554日
就労継続支援（B型）	74人	1,398日	77人	1,455日	80人	1,512日	83人	1,569日
就労定着支援	6人		7人		8人		9人	
療養介護	2人		2人		2人		2人	
短期入所（福祉型）	12人	80日	13人	86日	13人	104日	13人	104日
うち強度行動障害を有する者	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
うち高次脳機能障害を有する者	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
うち医療的ケアを必要とする者	4人	24日	4人	24日	4人	24日	4人	24日
短期入所（医療型）	2人	12日	3人	18日	4人	24日	5人	30日
うち強度行動障害を有する者	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
うち高次脳機能障害を有する者	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日
うち医療的ケアを必要とする者	2人	12日	3人	18日	4人	24日	5人	30日

日中活動系サービスには、常時介護を要する方に、昼間、排泄・食事等の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する生活介護等のほか、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高めるための就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）等があります。

就労定着支援については、一般就労への移行に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整など必要な支援を実施します。

令和7年度から新たにサービスが開始される就労選択支援は、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援します。

### 【見込量確保のための方策】

各事業所との連携を強化し支援体制を整備することにより、障害者総合支援法の基本理念にある「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に繋がるよう日中活動系サービスの質の向上に努めます。

医療的ケアの必要な重度の障害児・者の医療型短期入所については、施設の開設に向けて医療機関等への働きかけを行っていきます。

### ③ 居住系サービス

(1月あたり延利用量)

区 分	令和5年度実績見込	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数
自立生活援助	2人	2人	3人	3人
共同生活援助 (グループホーム)	20人	22人	24人	26人
うち強度行動障害を有する者	0人	0人	0人	0人
うち高次脳機能障害を有する者	0人	0人	0人	0人
うち医療的ケアを必要とする者	0人	0人	0人	0人
うち日中サービス支援型	0人	0人	0人	0人
施設入所支援	12人	12人	11人	11人

グループホームや施設で生活する障害者に対し、相談やその他日常生活上の援助を行います。

自立生活援助では、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行います。

## 【見込量確保のための方策】

国では、「令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること」を目標としています。

しかし、介護者の高齢化や障害支援区分6の障害者などは、在宅で十分な介護を受けられず入所待機となっている方もいることから、障害支援区分が比較的軽度な方の地域移行について吉田町障害者児福祉推進委員会で検討し進めていきます。

住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホーム利用者のニーズを把握し、支援の充実を図ります。

また、障害者施設におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。

### ④ 相談支援（サービス利用計画作成）

#### ア. 計画相談支援

（年度毎の対象者の合計人数）

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	利用見込量	内セルフプラン	利用見込量	内セルフプラン	利用見込量	内セルフプラン	利用見込量	内セルフプラン
計画相談支援	188人	15人	193人	13人	198人	11人	203人	9人

#### イ. 地域相談支援

（年度毎の対象者の合計人数）

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	利用見込量	内精神障害者数	利用見込量	内精神障害者数	利用見込量	内精神障害者数	利用見込量	内精神障害者数
地域移行支援	2人	0人	2人	0人	3人	0人	3人	0人
地域定着支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人	2人	0人

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

計画相談支援の利用者数については、障害福祉サービスを利用する全ての利用者にサービス等利用計画が作成され、新規の計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

## 【見込量確保のための方策】

当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。全ての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、相談支援事業所に対して研修の参加を促し、人材育成を支援します。

また、相談支援事業所に負担が偏らないように、関係機関の連携を強化し地域で支援できるよう努めます。

## (2) 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障害者の福祉推進を図るとともに、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために必要な事業を実施します。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により町の必須事業として位置付けられているものと、町の施策により任意に実施する事業があります。

### 〈必須事業〉

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人への理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

区 分	令和5年度実績見込	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
	実施の有無	実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有

### 【見込量確保のための方策】

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めることを目的とした研修や啓発事業等を実施します。

#### ② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者及びその家族、地域住民等によるピアサポート事業の取組を支援します。

区 分	令和5年度実績見込	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
	実施の有無	実施の有無	実施の有無	実施の有無
自発的活動支援事業	有	有	有	有

### 【見込量確保のための方策】

ピアサポート事業は、牧之原市と協働し「ほっこりピアのきずな」による活動をはじめ、障害者及びその家族が互いの悩みを共有できる交流会活動などを実施します。

今後、地域包括ケアシステムを構築し地域全体での支援体制を整備し、地域力の強化を図ります。

### ③ 相談支援事業

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言などの支援を行います。

区 分		令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
① 相 談 支 援 事 業	ア 障害者相談支援事業	実施箇所	2か所	実施箇所	2か所	実施箇所	2か所	実施箇所	2か所
	イ 基幹相談支援センター	有		有		有		有	
	ウ 地域自立支援協議会	有		有		有		有	
②相談支援機能強化事業		有		有		有		有	
③住宅入居等支援事業		有		有		有		有	

#### 【見込量確保のための方策】

「ワンストップ相談窓口」による支援コーディネートにより、複合的に問題を抱えている対象者へ制度ごとの縦割りの支援ではなく、制度・分野を超えた包括的支援を行っていきます。

多機関連携及び地域力強化に努め、包括的支援体制の構築を図り、地域共生社会の実現に努めます。

### ④ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の成年後見制度の利用を支援するため、相談支援事業所と連携し、制度の利用に必要な経費の一部を助成します。

区 分	令和5年度実績見込	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
	実施の有無	実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度利用支援事業	有	有	有	有

#### 【見込量確保のための方策】

成年後見制度を利用することが有効であると認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援し、地域包括支援センター、社会福祉協議会、司法書士会等と連携し、障害のある人の権利擁護を図ります。

また、相談体制の強化を図ることで人権尊重の理念の下、障害のある人が地域社会で安心して暮らせるよう支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の成年後見制度の活用を促進するため、法人後見の活動を支援します。

区 分	令和5年度実績見込	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
	実施の有無	実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

成年後見制度における業務を社会福祉協議会に委託し、適正な法人後見支援を実施します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

区 分	令和5年度実績見込	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
	派遣件数	派遣件数	派遣件数	派遣件数
手話通訳者派遣事業	40件	45件	45件	45件
要約筆記者派遣事業	80件	85件	85件	85件

【見込量確保のための方策】

意思疎通支援事業を継続して実施することにより、意思疎通を図ることが困難な方の社会参加を支援するとともに、今後も手話通訳者及び要約筆記者派遣の利用促進のため、近隣市町をはじめ静岡県聴覚障害者情報センターやボランティア団体等との連携に努めます。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

(年間)

区 分	令和5年度実績見込	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数	給付等見込件数
①介護・訓練支援用具	5件	5件	5件	5件
②自立生活支援用具	2件	2件	2件	2件
③在宅療養等支援用具	5件	5件	5件	5件
④情報・意思疎通支援用具	15件	15件	15件	15件
⑤排泄管理支援用具	600件	600件	600件	600件
⑥居宅生活動作補助用具	2件	2件	2件	2件
⑦市町独自給付用具	0件	2件	2件	2件

用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。見込み件数は、前年度利用者実績を考慮して推計しています。

①介護・訓練支援用具	カーシート、特殊寝台、体位変換器、移動用リフト 等
②自立生活支援用具	頭部保護帽、移動・移乗支援用具、電磁調理器 等
③在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター、視覚障害者用血圧計 等
④情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、視覚障害者用時計、点字図書 等
⑤排泄管理支援用具	ストーマ用具、紙おむつ 等
⑥居宅生活動作補助用具	住宅改修費
⑦市町独自給付用具	利用者の意見等を踏まえ必要に応じて設定

### 【見込量確保のための方策】

重度障害のある方等が安心して生活できるよう、自立生活支援用具等の日常生活用具の適切な給付を行います。

### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚などの障害のために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者の派遣を行うとともに、手話奉仕員の養成に努めていきます。

区 分	令和5年度実績見込	令和6年度見込量	令和7年度見込量	令和8年度見込量
	修了見込者数	修了見込者数	修了見込者数	修了見込者数
手話奉仕員養成研修事業	2人	5人	5人	5人

#### 【見込量確保のための方策】

手話通訳者の養成講座を引き続き牧之原市と合同で開講し、人材養成に努めます。また、登録手話通訳者及び登録要約筆記者と情報の共有や意見交換を図りサービスの向上に努めます。

### ⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(年間)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	委託見込事業所	実利用者数 ----- 延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者数 ----- 延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者数 ----- 延べ利用時間	委託見込事業所	実利用者数 ----- 延べ利用時間
移動支援事業	8か所	25人 ----- 900時間	8か所	30人 ----- 1,100時間	8か所	30人 ----- 1,100時間	8か所	30人 ----- 1,100時間

#### 【見込量確保のための方策】

ヘルパー不足の状況において、ケア会議の中で利用方法や利用目的を見直すとともに、今後もサービス提供事業所と連携し、社会資源の確保や安定したサービスの提供に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

障害のある人への創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を支援することを目的とした事業を実施します。

(年間)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
地域活動支援センター	1か所	15人	1か所	16人	1か所	17人	1か所	18人

**【見込量確保のための方策】**

障害のある人の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するため、自立した生活に向け地域活動支援センターの事業の充実に努めます。

〈任意事業〉

① 訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者宅を訪問し、居宅において入浴サービスを提供し身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図るものです。

(年間)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込		令和7年度見込		令和8年度見込	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
訪問入浴サービス	2か所	5人	2か所	5人	2か所	5人	2か所	5人

【見込量確保のための方策】

引き続き通所や居宅介護により入浴が可能でない方へサービスを提供し福祉の増進を図ります。

② 日中一時支援事業

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に施設等で日帰りの預かりを行うものです。

(年間)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込		令和7年度見込		令和8年度見込	
	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数	実施見込箇所	実利用見込者数
日中一時支援	10か所	10人	10か所	11人	10か所	12人	10か所	13人

【見込量確保のための方策】

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

### (3) 障害児福祉サービスの見込量

障害児の地域での健やかな育ちや地域での豊かな暮らしの保障に努め、児童福祉法に基づいて、障害児支援を提供します。

#### ① 児童発達支援

地域で就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(1月あたり延利用量)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
児童発達支援	59人	407日	59人	407日	60人	414日	60人	414日

#### 【見込量確保のための方策】

早期の療育を行う専門的な場としての位置付けであることから、保健医療担当部局や、子育て支援担当部局との連携体制を確保するとともに、サービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

#### ② 放課後等デイサービス

学齢期の障害児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進するものです。

(1月あたり延利用量)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
放課後等デイサービス	71人	1,041日	74人	1,086日	77人	1,131日	80人	1,176日

#### 【見込量確保のための方策】

放課後等デイサービスガイドラインの遵守と支援の質の向上を確保するため、サービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

### ③ 保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど）を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。

（1月あたり延利用量）

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
保育所等訪問支援事業	0人	0日	1人	1日	2人	2日	3人	3日

#### 【見込量確保のための方策】

地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育、教育等関係機関との緊密な連携を確保するとともに、サービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように障害児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

（1月あたり延利用量）

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込量		令和7年度見込量		令和8年度見込量	
	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量	利用見込者数	利用見込量
居宅訪問型児童発達支援	1人	12日	1人	12日	3人	24日	3人	24日

#### 【見込量確保のための方策】

利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるよう事業所等に対し、事業実施を働きかけます。

## ⑤ 障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行うものです。

(年度毎の対象者の合計人数)

区 分	令和5年度実績見込		令和6年度見込		令和7年度見込		令和8年度見込	
	利用見込	内セルプラン	利用見込	内セルプラン	利用見込	内セルプラン	利用見込	内セルプラン
障害児相談支援	101人	37人	111人	32人	121人	27人	131人	22人

### 【見込量確保のための方策】

障害児相談支援は、障害児が身近な地域において専門的な療育や発達支援を受けるために必要なサービスであり、障害児一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保が求められるため、相談支援専門員が行うケアマネジメントにより、対象者にきめ細かい支援を行い、一人ひとりの利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。

## 1 障害者児福祉推進委員会による推進

障害者児福祉推進委員会において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の進捗状況の評価を行い、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

## 2 地域社会への広報及び啓発活動

障害に対する差別や偏見をなくし、障害のある人もない人もともに暮らす共生社会の実現について、町民意識の醸成に努め、町民に理解と協力、そして支援への参画等を広く呼び掛けていきます。

## 3 障害のある人や障害者団体の役割

障害のある人も、社会の対等な構成員として、自己選択・自己決定の下、社会の様々な活動に参加し、社会の一員としての役割を担います。

障害者団体は、行政、関係機関と連携し、地域福祉の担い手として、当事者・利用者の視点で行われる相談支援や協働のまちづくりへの参画など地域福祉活動等に積極的に関わることが求められています。

## 4 地域社会の役割

障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人の問題として捉えるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものと捉え、全ての町民が相互に理解し、積極的に関わり合える地域包括ケアシステムの構築を推進し、誰もが人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

## 5 障害者虐待の防止、養護者に対する支援

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。引き続き、静岡県障害者虐待防止センターを中心に障害者等に対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取組を進めます。

## 6 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)により、何人も障害者に対して障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。

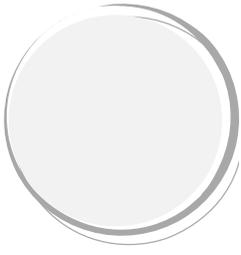
町では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する吉田町職員対応要領」により、全庁的な差別解消の取組を行っています。また、町主催の講演会等に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っているほか、手話奉仕員養成事業などを行い、今後も差別解消に向けた支援事業の推進及び広報・啓発活動、施設のバリアフリー化等に努めます。

## 7 行政の役割

行政は町民、企業や事業主などに対して、障害や障害のある人についての理解の促進に努めるとともに、関係機関などの連携の下、施策を着実に推進していきます。

施策を推進していくため、保健・医療・福祉の分野だけでなく、保育・教育、雇用・就労、生活環境など、様々な分野による有機的・横断的な取組に努めます。

また、関係機関との情報の共有や協議を行い、障害者等の自立した生活の支援を包括的に行えるよう努めます。



# 資料編

## 1 用語解説

---

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

### 【あ行】

#### アクセシビリティ

高齢者や障害のある人などを含め、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着くことができ、提供されている情報や機能を利用できることを意味します。

#### 医療的ケア児

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童と定義しています。

#### インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶ教育。障害のある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念です。

### 【か行】

#### 共生社会

さまざまな状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会のことです。

## 協働

多様な主体同士が共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力することです。

## 強度行動障害

自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいいます。

## グループホーム

認知症高齢者や障害のある人等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居です。

## 権利擁護

社会的弱者が様々な局面で不利益を被ることがないように、弁護あるいは擁護する制度の総称。成年後見制度は、その一つです。

## 高次脳機能障害

認知（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能の総称です。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害といいます。

## 合理的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことです。

どのような配慮が合理的配慮にあたるかは個別のケースで異なりますが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること」「窓口でその人の障害特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること」などが挙げられます。

## 高齢化率

65歳以上の人口が総人口に占める割合のことです。

## 心のバリアフリー

障害のある人などに対する差別や偏見等の心の障壁を取り除くことです。

## 【さ行】

### 支援

障害のある人は庇護されるべき社会的弱者とみなすのではなく、本人の自律した自己決定を尊重し、本人らしさを発揮させるためにバックアップ、サポートすることをいいます。

### 自閉症

自閉症とは、言葉からイメージされる「自らこころを閉ざしている病気」ではなく、また、育て方などによって、後天的になるものでもなく、脳の機能障害によって起こることが分かってきており、(1)社会的相互交渉の質的障害(2)コミュニケーションの質的障害(3)常同的・反復的な行動、関心、活動の3つの特徴をもつ障害で、人生の早期から認められる発達障害と定義付けられています。

### 障害者基本法

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。平成23年（2011年）8月5日に第三次改正があり、法律の目的、障害者の定義、基本的理念などが大幅に改正されました。

### 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成25年6月に制定（平成28年4月施行）され、主に、①障害を理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない。②社会的障壁を取り除くための合理的配慮を提供すること。③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取組を行わなければならないこと。などを定めています。

## 障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。平成17年（2005年）、障害者自立支援法として制定。平成24年（2012年）に改正・改題され、平成25年4月から施行。難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含められるとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

## 自立

必要な支援を駆使して自己の意思で（支援を活用した自己決定を含む。）主体的、自律的に社会生活を営み、自己実現を図ることをいいます。

## 成年後見制度

判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理等を支援するための制度です。

## 相談支援専門員

相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいいます。

## 【た行】

### 地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。

## 地域包括ケアシステム

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのことであります。

## 地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口のことであります。

## 特別支援教育

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

## 【な行】

### 内部障害

内部障害は内臓機能の障害で、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障害があります。

### 難病

厚生労働省が指定した特定疾患の通称。原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重く又精神的にも負担が大きくなっています。

## ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方です。

## 【は行】

### 発達障害

発達障害とは、発達障害者支援法（平成16年12月公布）において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

- 学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
- 注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
- 広汎性発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむもの。自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。

### バリアフリー

障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くことです。もとは段差や仕切りの解消などを指しましたが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられます。

### 避難行動要支援者

災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人のことをいいます。

## 【ま行】

### 民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねています。支援が必要な人の相談に応じ、町や関係機関へ橋渡しする支援等を行っています。

また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されています。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体の状態等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすることをいいます。「バリアフリー」が既にある障害（バリア）を解消することであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から障害（バリア）を作らないようにすることです。

## 【ら行】

### リハビリテーション

心身に障害のある人の人間的復権を理念として、障害のある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

吉田町第4期障害者計画  
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行：吉田町 福祉課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

電話：0548-33-2104

FAX：0548-33-0361